

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
1	入札説明書	2	第2	4			事業の目的	「キセラ川西の新たなまちづくりにおけるにぎわい創出に資する配慮が求められる」と記載がありますが、当該敷地周辺に整備される施設内容や開発状況等をご教示ください。	中央公園及びせせらぎ遊歩道のイメージについては、要求水準書別添資料7として回答書と併せて公開しておりますので、ご確認ください。 また、事業地北側の豊川橋山手線を挟んだ向かい側には、大規模集客施設及び温浴施設がそれぞれ民間施設として計画されています。
2	入札説明書	2	第2	5	(1)		本事業の施設整備方針	「福祉・保健・公民館機能と文化関連施設機能が連携」とありますが、市側で想定される連携のイメージがありましたらご教授ください。	(仮称)川西市低炭素型複合施設整備基本構想に示したとおりです。
3	入札説明書	2	第2	5	(1)		本事業の施設整備方針	避難所は、一時避難場所・広域避難場所のいずれに相当するのでしょうか。	一時避難所となります。
4	入札説明書	4	第2	6	(1)	ア	施設整備業務	昨年公表された、実施方針、実施方針等に関する質問回答、要求水準書(案)に記載された「土壌対策業務」の記載が削除されましたが、市の事前調査の結果、土壌汚染対策は不要となったとの理解でよろしいでしょうか。	土壌汚染対策が必要な部分については市で実施します。
5	入札説明書	4	第2	6	(1)	ア (カ)	旧弓道場の解体・撤去業務	解体設計業務は不要との理解でよろしいでしょうか。	解体設計業務も本事業の範囲となります。 上記費用は、解体工事監理業務とあわせ、予定価格に含まれています。
6	入札説明書	4	第2	6	(1)	ウ	維持管理業務	駐輪場設備保守管理業務は、(エ)駐車場設備保守管理業務に含まれるとの解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	入札説明書	4	第2	6	(1)	エ	運営業務	駐車場の料金徴収業務は含まれないとの解釈で宜しいでしょうか。	駐車場の料金徴収業務も本事業の範囲に含まれます。維持管理業務の駐車場設備保守管理業務として実施してください。要求水準書、p.58、(4)イ(イ)をご参照ください。
8	入札説明書	5	第2	6	(2)	イ	附帯施設	「本事業地内の用地の一部を事業者に対して貸し付ける」とありますが、契約者は附帯施設整備運営企業とできないでしょうか。	附帯施設整備運営企業とはできません。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
9	入札説明書	5	第2	6	(2)	イ	附帯施設	「附帯施設（独立採算）」を定期借家方式とする場合、念のため確認ですが、「附帯施設（独立採算）」部分の施設整備費も、公共施設部分と同様に市の負担（サービス購入費A・Bに含まれる）でよろしいでしょうか。	附帯施設部分の内装工事、設備二次側整備、備品設置に係る費用は事業者の負担となります。なお附帯施設を定期借家により実施する場合の施設整備費は、事業契約書別紙10サービス購入費の支払方法について の1/(1)市が事業者を支払うサービス対価の内訳に示した「施設整備業務に係る費用」のうち、「基本設計・実施設計業務」、「整地業務」、「建設業務（外構工事費は除く）」、「工事監理業務」にかかる費用が対象となります。
10	入札説明書	5	第2	7			事業期間	設計・建設期間について、事業用地の周辺環境を考慮すると厳しい工程が予想されます。供用開始時期を再考いただくことは可能でしょうか。	供用開始時期は、入札説明書に示した時期とします。
11	入札説明書	5	第2	7			事業期間	開業準備期間の開始時期は特段定めはなく、事業契約締結後、貴市と協議の上、円滑な供用開始を可能とする時期に各業務において順次開始していくとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	入札説明書	8	第2	9	(2)		適用基準	入札及び提案書提出後から事業契約締結までに基準等が変わった場合には、その基準に合わせるべく発生する費用については別途貴市の負担とのことでよろしいでしょうか。	内容に応じて個別に判断する予定です。
13	入札説明書	9	第2	11			事業終了時の措置	定期借地方式で行う附帯施設の場合、事業期間を超えて定期借地契約を締結する事は可能でしょうか。	定期借地契約の契約は事業終了までとしますが、事業期間終了日の2年前までに市へ申し出ることにより、事業終了後に市と新たに賃貸借契約を契約する場合があります。
14	入札説明書	11	第3	3	(2)	イ	入札参加者の構成等	入札参加表明時に「附帯施設整備運営業務を行う者を明らかにすること」とあります。定期借家方式とした場合、本事業の施設供用開始は平成30年4月でもあり、現時点で附帯施設運営を明らかにするのは困難と考えます。参加表明および提案提出時点においては、「関心表明を提示する予定者」にして頂けないでしょうか。	企業名を明らかにすることが可能な場合は提示してください。提示が困難な場合は、導入予定機能の種類（飲食機能、物販機能等）や、規模等を明らかにしてください。
15	入札説明書	11	第3	3	(2)	イ	入札参加者の構成等	入札参加表明時に「附帯施設整備運営業務を行う者を明らかにすること」とありますが、入札参加表明時に代表企業、構成員、協力企業以外の者が当該業務を行う場合、提出資料での記載の仕方、提出必要資料等についてご教示ください。	様式集 様式18「その他企業の業務実績」により提出してください。なお、様式18は「グループ内の位置づけ」欄において下請企業が選択できるよう様式を修正します。
16	入札説明書	11	第3	3	(2)	イ	入札参加者の構成等	附帯施設整備運営業務を行う者は事業開始迄に変更は可能でしょうか。	代表企業もしくは構成員とする場合は変更できません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行い、市が承認した場合に限り変更を認めるものとします。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
17	入札説明書	13	第3	3	(4)		入札参加者の業務遂行能力に関する資格要件	様式11～18に記載する業務実績は代表する実績1件と考えてよろしいですか。	1件でも構いません。 ただし、1社が複数の要件を満たしており、当該複数の業務を実施する場合は、実施に必要な実績を記載してください。
18	入札説明書	13	第3	3	(4)	イ	建設企業の資格要件	「建築一式に係る管理技術者資格者証」とありますが、監理技術者資格者証との理解でよろしいでしょうか	「管理技術者資格者証」は「監理技術者資格者証」と読み替えてください。
19	入札説明書	14	第3	3	(4)	エ (1)	維持管理企業の資格要件	施設の維持管理を行うにあたり必要な資格を有することありますが、必要な資格の指定はありますか。入札参加資格確認時に資格証の写しを提出する必要があるのでしょうか。	資格の指定はありません。 提案する施設の維持管理に必要な資格を様式に記載してください。
20	入札説明書	15	第3	3	(8)		事前エントリーの実施	事前エントリーを実施して、地元企業を募集・登録・公表する予定のことですが、募集・登録される地元企業は、どの時期にどのような形で、事業への参画機会を想定されているのでしょうか。	事前エントリー結果は3月初旬を目途に市のホームページにおいて公表します。 また、事前エントリー制度の登録対象は、下請企業として事業への参画を考えている地元企業となります。
21	入札説明書	15	第3	3	(8)		事前エントリーの実施	事前エントリーしていない企業でも参加は可能とのことでしょうか。	参加可能です。
22	入札説明書	15	第3	3	(8)		事前エントリーの実施	「詳細は市のホームページにおいて公表する」とありますが、公表予定時期等の関連するスケジュールについては、どのような予定でしょうか。	No.20の回答をご確認ください。
23	入札説明書	15	第3	3	(8)		事前エントリーの実施	ここで言う「地元企業」とは、どのような企業を指すのでしょうか。様式31-1に記載されている「川西市に主たる営業所を有する企業」のことでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	入札説明書	16	第3	4	(2)		入札参加資格の確認	平成27・28年度競争入札参加資格を申請しているものの参加表明書の提出時点までに貴市から受付書の返信がない場合、競争入札参加資格があるものとして参加してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、市の入札参加資格審査の結果、名簿に登録されなかった場合は、当該企業が所属するグループの一次審査結果は無効となります。 様式9入札参加資格確認申請書の「添付書類」を修正します。
25	入札説明書	18	第3	4	(4)		低炭素化技術の事前提案	市として望ましい提案と判断された場合には、P20に記載の予定価格に対して、必要な費用が付加されるのでしょうか。それとも予定価格内で提案できるものを受け付けるのでしょうか。	予定価格内で提案できるものを受付けます。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
26	入札説明書	18	第3	4	(4)	ア		様式12の設計業務に配置する者の業務実績及び様式14の工事監理業務に配置する者の業務実績は、配置する者の内1名の業務実績を記載すればよろしいですか。	ご理解のとおりです。
27	入札説明書	18	第3	4	(5)		個別対話	個別対話は、構成員、協会社だけでなく、構成員の下請となることを予定する企業も当該構成企業等とともに参加可能でしょうか。	参加は構成員、協会社のみとしてください。
28	入札説明書	20	第3	4	(6)	ウ	(※) a 予定価格	各業務費の内訳を公表いただくことは可能でしょうか。	内訳の公表は予定しておりません。
29	入札説明書	20	第3	4	(6)	ウ	(※) b サービス購入料の構成(サービス購入料A)	社会資本整備総合交付金相当額の算定式の「福祉・保健・公民館施設の1階駐車場・公民館・フリースペース工事費」算出方法についてご教示ください。たとえば福祉・保健・公民館施設の工事費を面積按分(共用部も按分)して算出する方式でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、国との協議により算出方法及び支払額が変更となる場合があります。
30	入札説明書	20	第3	4	(6)	ウ	(※) b サービス購入料の構成(サービス購入料A)	交付金相当額の計算式のうち、福祉・保健・公民館施設の公民館・フリースペース工事費の計算方法は面積按分で宜しいでしょうか。	No.29の回答をご確認ください。
31	入札説明書	20	第3	4	(6)	ウ	(※) b サービス購入料の構成(サービス購入料A)	地方債発行額の算定式にある工事費(旧弓道場解体費、備品調達設置費は除く)は、様式54見積書の4～8、11の合計と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	入札説明書	20	第3	4	(6)	ウ	(※) b サービス購入料の構成(サービス購入料B)	総合体育館の屋根折板改修費用はサービス購入料Bに全て含まれるとのことでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	入札説明書	21	第3	4	(6)	ウ	(※) b サービス購入料の構成(サービス購入料E)	S P C管理運営費は、設計・建設期間の費用は見込まないとの解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	入札説明書	21	第3	4	(6)	ウ	(※) c サービス購入料の改定 (a) 金利変動によるサービス購入料の改定	提案書類の作成にあたっては、平成27年3月9日(月)の基準金利を用いて割賦手数料を算出するとありますが、当該基準金利は公表していただけたらと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
35	入札説明書	23	第3	5	(2)		ヒアリングの実施	別途資料を作成（パワーポイント等）しての「プレゼン」との認識で宜しいでしょうか。	入札参加者による模型、パワーポイント等を用いたプレゼンテーションと、事業者選定委員会による質疑応答を行う予定です。 詳細は入札参加者に別途連絡します。
36	入札説明書	24	第4	1			基本協定の締結	「なお、市は・・・基本協定を締結しない場合は、違約金として・・・金額を請求することがある。」とありますが、落札者の事由で締結せず違約金請求が無い場合の事例をご教示ください。	事例は自らご確認ください。
37	入札説明書	24	第4	1			基本協定の締結	基本協定を落札者の事由により締結されない場合は、違約金のほかに指名停止措置などのペナルティーもあり得るのでしょうか。	ありません。
38	入札説明書	24	第4	1			基本協定の締結	基本協定を落札者の事由により締結されない場合は、次点候補者が落札者に繰り上がることはあり得るのでしょうか。	ありません。
39	入札説明書	24	第4	4			事業契約の締結	事業用定期借地権設定契約または定期建物賃貸借契約の締結について、市と契約締結する「事業者」とは、「借受人」となる、P.2の「本事業を実施する事業者（SPC）」、P.11「附帯施設整備運営業務を行う者」、あるいは「土地（建物）を借地（借家）して、（市の事前承諾を得た上で）附帯施設運営者に転貸する者」との理解でよろしいでしょうか。	本事業を実施するSPCとなります。
40	入札説明書	25	第4	5			契約保証金	引渡日までに、「維持管理費及び運営費の一年間分に相当する金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の100分の10以上」の契約保証金を市に納付することになっていますが、本事業の場合、サービス購入費Cが修繕等の実施の有無により年度ごとに変動します。したがって、契約保証金は、維持管理相当額及び運営業務相当額の総額を20年で除した金額と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	入札説明書	25	第4	5			契約保証金	事業者が貴市に対して納付する契約保証金のうち施設整備費相当額の100分の10以上の金額部分については、公共施設の引渡し後、事業者に戻されると理解してよろしいでしょうか。	事業者の責めによる事業契約解除時に違約金として当該契約保証金を充当する場合を除き、公共施設の引渡し後、事業者に戻します。
42	入札説明書	25	第4	5			契約保証金	事業者が貴市に対して納付する契約保証金のうち維持管理費相当額及び運営業務費相当額の100分の10以上の金額部分については、本事業終了後、事業者に戻されると理解してよろしいでしょうか。	事業者の責めによる指定管理取消し並びに業務終了時に違約金として当該契約保証金を充当する場合を除き、事業者に戻します。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
43	入札説明書	25	第4	5	(1)		契約保証金	「市長が適当と認める保険会社」との記載がございますが、具体的な保険会社名もしくは認められる保険会社の要件をご呈示ください。	個別審査により判断します。
44	入札説明書	25	第4	5	(3)		契約保証金	ここに記載されている契約者とは、各業務をSPCから直接受託する各企業単体として考えてもよろしいでしょうか。	SPCとなります。
45	入札説明書	25	第4	5	(3)		契約保証金	「国又は地方公共団体と種類及び規模同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績」を証明する書類は、建設企業及び運営企業の建設請負工事契約書及び運営企業の運営業務委託契約書との理解でよろしいでしょうか。	SPCの契約書となります。
46	入札説明書	25	第4	5	(3)		契約保証金	当該要件について、種類及び規模をほぼ同じくする契約とありますが、種類については「庁舎（国・市区町村）」、「ホール施設を伴う文化施設」のいずれかに該当し、規模については本施設と比較し同等以上であればよいとの理解でよろしいでしょうか。	種類は「庁舎（国・市区町村）」、「ホール施設を伴う文化施設」の両方に該当する必要があります。規模についてはご理解のとおりです。なお、本項中の「契約者」の解釈については、No.44をあわせてご確認ください。
47	入札説明書	25	第4	5	(3)		契約保証金	種類及び規模を同じくする契約とありますが、種類については、庁舎、ホールであり、規模とは施設面積のことでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです なお、本項中の「契約者」の解釈については、No.44をあわせてご確認ください。
48	入札説明書	25	第4	5	(3)		契約保証金	過去2年間の間に当該要件に該当する契約を数回以上にわたって契約し、これら全てを誠実に履行しているが、未だ事業期間内である場合も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	履行済みの契約が対象となります。 なお、本項中の「契約者」の解釈については、No.44をあわせてご確認ください。
49	入札説明書	25	第4	5	(3)		契約保証金	当該要件について、「これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」とありますが、施設整備費相当額の100分の10以上の契約保証金の要件として適用される場合の具体的な内容、証明方法等をご教示ください。	SPCがNo.46・47に該当する契約を履行している場合は、当該契約・履行が証明できる契約書の写し等の書類を提出してください。
50	入札説明書	25	第4	5	(3)		契約保証金	当該要件について、「これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」とありますが、1年分の維持管理費相当額及び運営業務相当額の100分の10以上の契約保証金の要件として適用される場合の具体的な内容、証明方法等をご教示ください。	No.49の回答をご確認ください。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
51	入札説明書	25	第4	5	(3)		契約保証金	当該要件については、公共施設の引渡日までに納める「1年分の維持管理費相当額及び運営業務相当額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の契約保証金」の要件としても適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです なお、本項中の「契約者」の解釈については、No.44をあわせてご確認ください。
52	入札説明書	25	第4	5	(3)		契約保証金	契約保証金の全部又は一部を納付させないことができるか否かの判断については、入札前にご確認いただけるのでしょうか。事前にご確認いただければ、不要な費用を見込まず、入札が可能です。	必要に応じて事前に確認します。 なお、本項中の「契約者」の解釈については、No.44をあわせてご確認ください。
53	入札説明書	28	第5	8	(1)	ウ	損害賠償	「上記(1)あるいは(2)により市が事業契約を解約した場合、事業者は市に損害を賠償しなければならない。」とありますが、(2)の不可抗力や市及び事業者の責めに帰することができない場合もなぜ事業者が賠償しなければならないのでしょうか。	「上記(1)あるいは(2)により」を「上記アあるいはイにより」に修正します。
54	入札説明書	28	第5	8	(1)	ウ	損害賠償	不可抗力、その他市及び事業者の責に帰することが無い事由により事業契約が解除される場合については事業者の帰責と言えないと思われませんが、事業者が市に損害を賠償する理由についてご教示ください。	No.53の回答をご確認ください。
55	入札説明書 別添資料1		第2				目的	「市にとって望ましい提案を提案書提出時に受け付けるため」とありますが、具体的には対話時間内に提案予定項目の良し悪しをご判断されるとの認識で宜しいでしょうか。	市が考える低炭素型複合施設整備方針について理解を深めていただき、当該方針に沿った提案をしていただくことが目的であり、ご提案頂いた内容を評価するものではありません。
56	入札説明書 別添資料1		第3	4			留意事項	学識経験者とは、選定委員との解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	入札説明書 別添資料2		第3	4			留意事項	個別対話の会話内容の議事録は、市側で作成されるのでしょうか。また、作成される場合は議事録が事業契約の一部として有効となるのでしょうか。ホームページで議事録などが公表された場合も同様の解釈で宜しいでしょうか。	個別対話の議事録は作成しますが、対話の結果を事業契約の一部とすることは想定しておりません。 また、ホームページ等での議事録公表は想定しておりませんが、公平性の観点から全ての入札参加者に知らせるべき事項があったと市が判断した場合には、当該内容に限り公表することがあります。
58	要求水準書	4	第1	5	(2)		適用基準	計画地は区画整理用地内ですが、川西市開発行為指導要綱が適用されるということでしょうか。	川西市開発行為等指導要綱は適用されません。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
59	要求水準書	8	第3	1	(2)	イ	文化関連施設	「多目的ホールの基本イメージは1,000席規模を有し」とありますが、「1,000席以上」との認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	要求水準書	8	第3	2	(1)		施設の位置等	別添資料2 事業地現況図のCADデータを公表していただくことは可能でしょうか。	3月6日を目処に市のホームページにおいて公表します。
61	要求水準書	8	第3	2	(2)	ア	施設の立地条件	公共施設・公共施設北側駐車場建設地の敷地面積が約14,000㎡と記載がありますが、敷地をトレースした場合は15,000㎡程度になります。敷地面積について再度ご確認をお願い致します。	No. 60の回答をご確認ください。
62	要求水準書	8	第3	2	(2)	ア	施設の立地条件	事業地西側平面駐車場の敷地面積が約6,300㎡と記載がありますが、敷地をトレースした場合は6,230㎡程度になります。敷地面積について再度ご確認をお願い致します。	No. 60の回答をご確認ください。
63	要求水準書	9	第3	2	(2)	ア	施設の立地条件	お示しいただいた公共施設・公共施設北側駐車場建設地が、建築基準法上の敷地と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	要求水準書	9	第3	2	(2)	ア	施設の立地条件	計画地は第二種住居地域ですが、第二種住居地域には劇場、観覧場等を建てることができません。どのような手続きをお考えでしょうか。また、当該手続きは川西市で行われると考えてよろしいでしょうか。	建築基準法上の施設用途の判断については市で対応します。 建築基準法に関する内容は当室でご協議ください。
65	要求水準書	9	第3	2	(2)	イ	周辺インフラ整備状況	上下水道等のインフラについては関係部局にて確認することと記載がありますが、調査・調整済みの資料がありましたらご提示願います。	回答書と併せて公開しておりますので、ご確認ください。
66	要求水準書	9	第3	2	(2)	イ	周辺インフラ整備状況	敷地北側豊川橋山手線側に新規に上下水道本管が敷設されるものとし、当該敷地に供給可能なものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	要求水準書	9	第3	2	(2)	イ	周辺インフラ整備状況	当該敷地における既設給水分担金口径及び数量をご教示ください。	13×1 20×5 25×5 75×1と、西側駐車場予定地には、20×1の分担金を確保しています。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
68	要求水準書	9	第3	2	(2)	イ	周辺インフラ整備状況	各種インフラ引込みを行った際に負担金等の費用が生じた場合、その負担者は事業者と貴市のどちらになりますでしょうか。	市の負担となります。
69	要求水準書	9	第3	2	(2)	イ	周辺インフラ整備状況	設計及び建設時期など、将来的なインフラ整備の計画について、御提示頂けないでしょうか。	豊川橋山手線分については、平成27年度中に整備予定です。
70	要求水準書	9	第3	2	(2)	ウ	地盤の状況	計画地の地盤レベル、周辺道路のレベル（今後整備される区画道路も含む）がわかる資料について御提示頂けないでしょうか。	3月6日を目処に市のホームページにおいて公表します。
71	要求水準書	9	第3	2	(2)	エ (ア)	土地の引き渡し	本事業地を現状有姿にて事業者引き渡すとありますが、将来整備されるインフラ、道路の状況及び計画高さがわかる資料をお示しください。	70の回答をご確認ください。
72	要求水準書	9	第3	2	(2)	エ (ア)	土地の引き渡し	計画地内に残る既存施設について、事業者側で撤去が必要なものについては御提示頂けますよう御願ひ致します。	旧弓道場以外で撤去の指定はありません。事業者の提案に委ねるものとします。
73	要求水準書	9	第3	2	(2)	エ (ア)	土地の引き渡し	付け替える水路はどの場所へ移動することになるのでしょうか。	せせらぎ遊歩道が水路の代替機能となります。
74	要求水準書	9	第3	2	(2)	エ (ア)	土地の引き渡し	水路等構造物は残置と考えて宜しいでしょうか。	事業者の提案に委ねるものとします。
75	要求水準書	9	第3	2	(2)	エ (ア)	土地の引き渡し	水路等は撤去せず、埋め戻すことでも宜しいでしょうか。	No.74の回答をご確認ください。
76	要求水準書	9	第3	2	(2)	エ (ア)	土地の引き渡し	事業地内の水路については、「水路等構造物の撤去は行わない」とありますが、事業者にて撤去、造成を行うとの理解で宜しいでしょうか。	No.74の回答をご確認ください。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
77	要求水準書	9	第3	2	(2)	工 (ア)	土地の引き渡し	「なお、事業地内の水路については・・・水路等構造物の撤去は行わない。」とありますが、事業者にての撤去は可能と判断してよろしいでしょうか。	No.74の回答をご確認ください。
78	要求水準書	9	第3	2	(2)	工 (ア)	土地の引き渡し	施設建設で支障する水路は、事業指側で部分的に解体・撤去することは可能との解釈で宜しいでしょうか。	No.74の回答をご確認ください。
79	要求水準書	9	第3	2	(2)	工 (ア)	土地の引き渡し	総合体育館との境界が現水路に沿ったものになっており、湾曲しておりますが、水路埋立後の敷地整備や利用方法はどのようにお考えでしょうか	水路は本事業地内となります。水路の埋立て並びに活用は事業者の提案に委ねるものとしません。
80	要求水準書	10	第3	2	(3)	ア	公共施設 (文化関連施設)	文化関連施設約4,000㎡と記載がありますが、多目的ホール等の諸室合計面積を示し、共用部(エレベーター、トイレ、廊下等)は含まないと考えてよろしいでしょうか。	共用部(エレベーター、トイレ、廊下等)も含まれます。
81	要求水準書	10	第3	2	(3)	ア	公共施設 (災害時福祉防災拠点)	災害時福祉防災拠点は2階ふれあい歯科診療所の全エリアが対象でしょうか、災害時福祉防災拠点となる具体的な室名がわかればご教示ください。	全エリアが対象となります。
82	要求水準書	10	第3	2	(3)	ア	公共施設 (災害時福祉防災拠点)	災害時福祉防災拠点は2階予防歯科センターの全エリアが対象でしょうか、災害時福祉防災拠点となる具体的な室名がわかればご教示ください。	全エリアが対象となります。
83	要求水準書	10	第3	2	(3)	ア	公共施設 (災害時防災拠点)	災害時防災拠点は3階公民館の全エリアが対象でしょうか、災害時防災拠点となる具体的な室名がわかればご教示ください。	全エリアが対象となります。
84	要求水準書	10	第3	2	(3)	ア	災害時防災拠点 (災害時防災拠点)	災害時防災拠点は4階(仮称)こども・若者プラザの全エリアが対象でしょうか、災害時防災拠点となる具体的な室名がわかればご教示ください。	全エリアが対象となります。
85	要求水準書	10	第3	2	(3)	ア	公共施設	延床面積及び各室の面積について、増減の許容範囲は±10%程度と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
86	要求水準書	10	第3	2	(3)	ア		公共施設 (駐車場)	福祉・保健・公民館施設の駐車場(30台程度)は、屋外設置(青空駐車)で宜しいでしょうか。	車いす利用者利用駐車施設及びストレッチャーが乗降する車両の駐車スペースは福祉・保健・公民館施設内に設けてください。それ以外は当該施設に隣接させることを条件として、屋外に設置することも可能です。
87	要求水準書	10	第3	2	(3)	ア		公共施設 (駐車場)	駐輪場について、原付及び自動二輪の台数も御提示頂けますようお願いいたします。	原付及び自動二輪を含めて、150台としてください。なお、福祉・保健・公民館施設入居予定者は現在21台程度使用しています。
88	要求水準書	10	第3	2	(3)	ア		公共施設	福祉・保健・公民館施設に記入されている事業者提案の諸室について、一部を文化関連施設に設定しても宜しいでしょうか。	文化関連施設の事務に支障のない範囲であれば、可能です。
89	要求水準書	10	第3	2	(3)	ア		公共施設	文化関連施設の規模が4,000m ² とありますが、根拠の提示をお願いします。	基本構想に基づき検討した結果によります。
90	要求水準書	10	第3	2	(3)	ア		公共施設	ホールの座席数、駐車台数、駐輪台数について、「程度」とありますが、許容範囲の明示をお願いします。	全て、「以上」と読み替えてください。
91	要求水準書	11	第3	3	(1)	イ	(ア)	長寿命化への寄与	大規模修繕の時期等を考慮しとありますが、事業期間中に事業者による大規模修繕の実施が必要とのことなのでしょうか。20年後の社会情勢等による施設の利用方法の見直し等で貴市が柔軟に対応できることを考慮すると大規模修繕については事業期間終了後に貴市にて行う事が有効だと考えます。	事業者による大規模修繕は、ホールの舞台設備を除き不要です。舞台以外の大規模修繕は、事業期間終了後に市が実施する予定であることから、事業期間内に大規模修繕が発生しない施設計画とすること、との意味です。
92	要求水準書	14	第3	3	(2)	ア	(I)	施設配置に係る要件	豊川橋山手線に面して駐車場の出入口を設ける場合には、事業地北側の借地部分にも設けても良いとのことでしょうか。	事業地北側駐車場の出入り口は、借地部分に配置しても構いません。ホール荷捌き駐車場の出入口は、当該部分には配置しないでください。
93	要求水準書	14	第3	3	(2)	ア	(I)	施設配置に係る要件	容易に撤去することが可能なものとは都市計画道路上に建設してもよい程度という解釈で宜しいでしょうか。	舗装、植栽、フェンス等の支柱基礎等を想定しています。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
94	要求水準書	14	第3	3	(2)	イ (ウ)	動線計画に係る要件	弓道場へ寄りつく車両は乗用車程度の大きさを考えれば宜しいでしょうか。	要求水準書別添資料5弓道場図面を修正して、範囲等を示します。
95	要求水準書	14	第3	3	(2)	イ (ウ)	動線計画に係る要件	「車両が寄り付けられるよう計画すること。」となっておりますが、貴市で想定されている車両の大きさはどの程度でしょうか。	No.94の回答をご確認ください。
96	要求水準書	14	第3	3	(2)	イ (ウ)	動線計画に係る要件	「別添資料5 弓道場図面に示した位置」とはどの部分でしょうか。	No.94の回答をご確認ください。
97	要求水準書	14	第3	3	(2)	イ (ウ)	動線計画に係る要件	弓道場図面に示した位置にとありますが、見誤る可能性があるため、御提示頂けないでしょうか。	No.94の回答をご確認ください。
98	要求水準書	14	第3	3	(2)	イ (ウ)	動線計画に係る要件	介護式福祉車両の駐車スペースは何台を想定されているかご教授ください。	1台分を想定しています。
99	要求水準書	14	第3	3	(3)	ア (7)	共通事項	グループごとに防犯対策を講じるとは、各グループのゾーン全体を1箇所の施錠管理で行うことをイメージされているのでしょうか。もしくは、ゾーン全体を閉鎖するのではなく、各諸室毎に施錠でき且つ、それぞれのゾーンを1単位としてゾーンに含まれる各諸室をまとめて機械警備が機能できれば良いのでしょうか。	各グループのゾーン全体を1箇所の施錠管理で行うことをイメージしています。
100	要求水準書	14	第3	3	(3)	ア (1)	共用部	福祉施設の各トイレの便器及び洗面器の数は、「衛生器具の適正個数算定法」の事務用途として算定してよろしいでしょうか。	事務用途として算定してください。
101	要求水準書	15	第3	3	(3)	ア (ウ)	1階	可動間仕切りによりグループごとに区切るとは、共用部（廊下等）をゾーンごとに区切るとのことでしょうか。その場合、各ゾーンにトイレ、洗面、湯沸し室等が必要とのことでしょうか。	共用部のゾーンごとの区切りは不要です。全ゾーン共通の共用部としてトイレ、湯沸し室等を設けてください。
102	要求水準書	15	第3	3	(3)	ア (ウ)	1階	グループ1のスペース内のアクセスしやすい場所に、当該団体の受付カウンターをそれぞれ設置し、来客対応ができるようにすること。とありますが、受付カウンターは建築業務費にて対応するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
103	要求水準書	15	第3	3	(3)	ア	(ウ)	1階	プライバシーを保護するために設ける間仕切りにガラス等の開放性を求められていますが、ガラスは透明でも良いのでしょうか。音漏れも懸念されますが、どの程度の開放性、もしくはプライバシーの保護をお考えでしょうか。	ガラスは透明とし、ブラインド等で必要に応じて内部を隠せるような仕様としてください。
104	要求水準書	16	第3	3	(3)	ア	(ウ)	1階 (グループ3：むぎのめ作業所)	施設の用途・特記事項に「荷物搬入や通所者送迎のための外部に通じる出入口を、車両がアクセスできる位置に設けること。」とありますが、荷物搬入や通所者送迎の時間帯を教えてください。	荷物搬入や通所者送迎の定まった時間帯はなく、基本的には午前9時～午後5時の間となります。
105	要求水準書	16	第3	3	(3)	ア	(ウ)	1階 (グループ4：共同作業所あかね)	施設の用途・特記事項に「荷物搬入や通所者送迎のための外部に通じる出入口を、車両がアクセスできる位置に設けること。」とありますが、荷物搬入や通所者送迎の時間帯を教えてください。	No.104の回答をご確認ください。
106	要求水準書	16	第3	3	(3)	ア	(ウ)	1階 (グループ3：むぎのめ作業所、グループ4：共同作業所あかね)	荷物搬入や通所者送迎のための外部に通じる出入口は共通としてよろしいでしょうか。	むぎのめ作業所・協働作業所あかね共通の専用出入口を設けてください。
107	要求水準書	16	第3	3	(3)	ア	(ウ)	1階 (グループ3：むぎのめ作業所、グループ4：共同作業所あかね)	グループ3：むぎのめの作業所及びグループ4：作業作業所あかねの専有部にトイレを設置されることが記載されていますが、共用部にも別途トイレが必要であると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
108	要求水準書	16	第3	3	(3)	ア	(ウ)	1階 (グループ3：むぎのめ作業所、グループ4：共同作業所あかね)	グループ3：むぎのめの作業所及びグループ4：作業作業所あかねの専有部にトイレを設置されることが記載されていますが、トイレ清掃については事業者の対象範囲外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
109	要求水準書	16	第3	3	(3)	ア	(ウ)	1階 (グループ3：むぎのめ作業所、グループ4：共同作業所あかね)	グループ3：むぎのめの作業所及びグループ4：作業作業所あかねの専有部にトイレを設置されることが記載されていますが、トイレ詰まりのトラブルがあった場合は、事業者の業務対象外であり、対応を行った場合にかかる費用は、各専有部の入居団体に負担していただくと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
110	要求水準書	16	第3	3	(3)	ア	(ウ)	1階 (駐車場)	駐車場30台程度については、福祉・保健・公民館施設に近接して設けるといことで宜しいでしょうか。	No.86の回答をご確認ください。
111	要求水準書	16	第3	3	(3)	ア	(ウ)	1階 (駐車場)	駐輪場については、施設全体で150台程度確保するという考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
112	要求水準書	17	第3	3	(3)	ア	(I)	2階 a (b) ふれあい歯科診療所	診療室（診療コーナー、消毒、準備コーナー、予防、相談コーナー）、待合室、受付、ストック、レントゲン室、技工室、医局、女性更衣室、書庫、機械室を設置すること。とありますが、設置される医療機器等の仕様をお示し下さい。	現段階では未定ですが、参考として現在使用している設備の仕様を以下に示します。 歯科用ユニット：スマイリーノーベルN-ML 障がい者用歯科チェア：オサダST2システム レントゲン：パノラ12
113	要求水準書	17	第3	3	(3)	ア	(I)	2階 a (b) ふれあい歯科診療所	建築・設備仕様 歯科医療機関としての施設設置基準を満たす仕様とすること。とありますが、設置される機器の仕様、設備の容量等をお示しください。	No.112の回答をご確認ください。
114	要求水準書	18	第3	3	(3)	ア	(I)	2階 a (b) ふれあい歯科診療所	技工室の壁面キャビネット、技工用バキューム、機械室のコンプレッサ、診療用バキューム、口腔外バキューム、技工用バキュームは、入居者が別途設置するものとしてよろしいですか。	技工室の壁面キャビネット、技工用バキューム、機械室のコンプレッサ、診療用バキューム、口腔外バキューム、技工用バキュームは、入居者が別途設置します。
115	要求水準書	18	第3	3	(3)	ア	(I)	2階 a (c) 予防歯科センター	ブラッシング指導を行うための連結した子供用洗面台 6 台、車椅子対応洗面台 1 台を設置すること。詳細な仕様及び設置する位置は予防歯科センターとの協議による。とありますが、仕様をお示しください。	現段階では未定ですが、参考として現在使用している設備の仕様を以下に示します。 子供用洗面台：TOTO L507AU#NB2・TEL80BX 車椅子対応洗面台：モリタブラッシングコーナーBC-1 歯科チェア：タカラベルモントCCLT-C 天吊り歯科ライト：タカラベルモントトラックライトDX-505T
116	要求水準書	20	第3	3	(3)	ア	(I)	2階 b その他の団体 (a)	室ごとにスペースを区切ることとありますが、各団体が使用するスペース内を区切る意味であり、可動間仕切り等による仕切りまでは必要ないとの理解で宜しいでしょうか。	可動間仕切りにて仕切ってください。
117	要求水準書	20	第3	3	(3)	ア	(I)	2階 b その他の団体 (b)	老人クラブ連合会及び川西いずみ会を除き、各スペース内のアクセスしやすい場所に、当該グループ用の受付カウンターをそれぞれ設置し、来客対応ができるようにすること。とありますが、受付カウンターは事業者にて設置するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
118	要求水準書	20	第3	3	(3)	ア	(I)	2階 b その他の団体 (b)	受付カウンターとは、人員が常時配置されるようなスペースではなく、室内から対応できるスペースとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
119	要求水準書	21	第3	3	(3)	ア	(オ)	3階 a (c) 動線計画及び配置計画	文化関連施設からのアクセスがあると記載されていますが、貴市もしくは公民館で文化関連施設とのアクセスが必要と思われる状況、アクセスに対する考えがあればご教示ください。	(仮称)川西市低炭素型複合施設整備基本構想に示したとおりです。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
120	要求水準書	22	第3	3	(3)	ア (カ)	4階 b (c) 動線計画 ()	専用エレベーターの設置位置は、兵庫県川西市子ども家庭センターのエントランスホール及び待合スペースとしてよろしいでしょうか。	構いません。
121	要求水準書	22	第3	3	(3)	ア (カ)	4階 b (c) 動線計画 ()	兵庫県川西市子ども家庭センター内に専用のトイレは不要としてよろしいでしょうか。	専用トイレは不要ですが、共用トイレ内に障害者・児や、幼児等に配慮したトイレを設置してください。
122	要求水準書	22	第3	3	(3)	ア (カ)	4階 b (c) 動線計画 ()	事業者が庁舎管理者として、場合により施設を訪れたクレーマー等に退去命令を出すことや、警察の協力を求める場合がある等の特性に配慮した動線を確保すること。とありますが、昇降機を分ける等、他施設との動線の分離は必要でしょうか。	動線計画の()~()に示した専用出入口、専用エレベーター等設置の他、福祉・保健・公民館施設内において、可能な限り他施設利用者の動線を回避した動線となるよう配慮してください。
123	要求水準書	23	第3	3	(3)	ア (カ)	4階 b (d)建築・設備仕様	「外部からの侵入の可能性がある施設配置」とは、具体的には1階のこと等を指すのでしょうか。	1階だけでなく、2~4階及び屋上からの侵入を想定しています。
124	要求水準書	23	第3	3	(3)	ア (カ)	4階 c 屋上庭園	「こども・若者プラザからも」とありますが、それ以外でアクセスが求められる施設、機能があるでしょうか。	共用部からアクセスできるようにしてください。
125	要求水準書	23	第3	3	(3)	ア (キ)	事業者提案 a 防災・備蓄倉庫	防災・備蓄倉庫について、必要面積があれば御提示願います。	別添資料6諸室リスト(福祉・保健・公民館施設 事業者提案)をご確認ください。
126	要求水準書	23	第3	3	(3)	ア (キ)	事業者提案 a 防災・備蓄倉庫	倉庫等について、面積または収納物のリストの提示を御願います。	倉庫等の面積は、別添資料6諸室リスト(福祉・保健・公民館施設 事業者提案)をご確認ください。
127	要求水準書	23	第3	3	(3)	ア (キ)	事業者提案 a 防災・備蓄倉庫	防災・備蓄倉庫内に備蓄する物品及び数量についてご教示ください。	物品は当該項目に示したとおりです。数量は未定です。
128	要求水準書	23	第3	3	(3)	ア (キ)	事業者提案 a 防災・備蓄倉庫 (b)	災害時の物資の備蓄は事業者分も含め市側の対応と考えてよろしいでしょうか。	防災・備蓄倉庫に備蓄する物資は市民用であり、災害時に本施設に職員を常駐させる場合に必要な当該職員用の物資は事業者が備蓄・管理してください。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
129	要求水準書	23	第3	3	(3)	ア (†)	事業者提案 a 防災・備蓄倉庫 (c)	マンホールトイレ等を備蓄するとありますが、外部にマンホールトイレを何台設ける予定でしょうか。 それらはどこに設けるのでしょうか。	未定です。
130	要求水準書	23	第3	3	(3)	ア (†)	b 楽器等収納庫	福祉・保健・公民館施設内に収納する楽器等で想定される最大の楽器をお示してください。(ピアノ・ティンパニ・コントラバス等どの程度の大きさの楽器の収納を想定されているのか)	現状では、コントラバス等が想定されます。
131	要求水準書	23	第3	3	(3)	ア (†)	b 楽器等収納庫	福祉・保健・公民館施設内に収納する楽器等で想定される楽器は、手運びを基本とするのか、もしくはキャスター等で運ぶものとするのか、お示してください。	基本的には手運びですが、キャスター等での対応も想定しています。
132	要求水準書	23	第3	3	(3)	ア (†)	事業者提案 b (a) 楽器等収納庫	収納庫には「団体が利用する楽器等」を収納するとの記載がありますが、物品及び数量をご教示ください。	物品及び数量は変動するため、別添資料6諸室リスト(福祉・保健・公民館施設 事業者提案)に示した面積を確保した室としてください。
133	要求水準書	23	第3	3	(3)	ア (†)	事業者提案 c 倉庫等	トランクルーム及び社会福祉協議会用の大型倉庫に収納する物品及び数量をご教示ください。	物品及び数量は変動するため、別添資料6諸室リスト(福祉・保健・公民館施設 事業者提案)に示した面積を確保した室としてください。
134	要求水準書	23	第3	3	(3)	ア (†)	事業者提案 c 倉庫等 (a)	c倉庫等において、トランクルームを設置することになっておりますが、例えば事業者で行う場合は、有料・無料について、また入金・振込の方法などはどのように考えられているのでしょうか。	トランクルームは無料とすることから、料金収受は発生しません。
135	要求水準書	23	第3	3	(3)	ア (†)	事業者提案 c 倉庫等 (a)	c倉庫等において、トランクルームを設置することになっておりますが、運用の管理としては貴市が行うとの理解でよろしいでしょうか。	トランクルームの管理は事業者が行うことを基本としますが、詳細は市と協議のうえ決定する予定です。
136	要求水準書	23	第3	3	(3)	ア (†)	事業者提案 d 会議室(4室) (b)	移動式間仕切りにより4室程度に区切って使用できるようにすることとありますが、4室別々に貸し出しを行うことを想定されているのでしょうか。	4室別々に貸し出しを行います。
137	要求水準書	23	第3	3	(3)	ア (†)	事業者提案 d 会議室(4室) (b)	当該会議室は間仕切った後もマイク等の音響設備を使う事を想定されているのでしょうか。	区切って使用する際は、音響設備を使用することは想定しておりません。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
138	要求水準書	24	第3	3	(3)	ア	(※)	f ライブラリーコーナー	ライブラリーコーナー内に、事業者が自動販売機や喫茶コーナーを設置した際の市に支払う使用料の基準をご教示ください。	要求水準書P75第7に示す土地使用料と建物使用料の合計額となります。対象面積は、占有する面積となります。
139	要求水準書	24	第3	3	(3)	ア	(※)	事業者提案 f ライブラリーコーナー	行政財産目的外使用料は1㎡あたり年間いくら(税抜)でしょうか。	No.138の回答をご確認ください。
140	要求水準書	24	第3	3	(3)	ア	(※)	f ライブラリーコーナー (a)	「ライブラリーコーナーに設置する書籍、雑誌、新聞等の購入・管理」とありますが、貴市で想定されている種類、数量等があればご教示ください。	老若男女問わず当該コーナーを利用できるような公の場にふさわしい書籍としてください。数量は、事業者の提案に委ねるものとします。
141	要求水準書	24	第3	3	(3)	ア	(※)	f ライブラリーコーナー (a)	ライブラリーコーナーに設置する書籍、雑誌、新聞等の具体的な冊数、紙面数等をご教示ください。	No.140の回答をご確認ください。
142	要求水準書	24	第3	3	(3)	ア	(※)	f ライブラリーコーナー (a)	ライブラリーコーナーに設置する書籍、雑誌、新聞等で、貴市が指定するものはあるのでしょうか？	No.140の回答をご確認ください。
143	要求水準書	24	第3	3	(3)	ア	(※)	f ライブラリーコーナー (c)	「購入・管理等は事業者が行う」とありますが、購入費用は事業費に含まれていないと考えて宜しいでしょうか。	購入費用は事業費には含まれておりません。
144	要求水準書	26	第3	3	(3)	イ	(I)	a (b) 舞台	奥舞台の想定演目について、御提示願います。	現在の文化会館には奥舞台は設置されていないことから、想定演目は事業者の提案に委ねるものとなりますが、演目中の舞台転換、舞台撮影の他、荷捌きや、 Horizont幕へのプロジェクターのリヤ打ちなどのバックスペースとして使用することも想定しています。楽屋等のバックヤードを十分確保したうえで、可能な範囲で提案してください。
145	要求水準書	26	第3	3	(3)	イ	(I)	a (b) 舞台 舞台構造及び規模	奥舞台を利用する想定演目とは貴市主催もしくは文化スポーツ振興財団主催のうち、どのようなものでしょうか。また、それらはどの程度の頻度で利用するのでしょうか。	No.144の回答をご確認ください。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
146	要求水準書	26	第3	3	(3)	イ	(I)	a (b) 舞台 舞台構造及び規模	奥舞台を使用する想定演目を具体的にお示してください。	No.144の回答をご確認ください。
147	要求水準書	26	第3	3	(3)	イ	(I)	a (b) 舞台 舞台構造及び規模	テレビカメラ等による演目上演中の舞台撮影はどのような時に行うのでしょうか。頻度としてはどの程度あるのでしょうか。また現施設において事由があればご教示ください。	演目の上演中の進行を袖舞台等の他の場所から把握するために使用することを想定しており、頻度としては、演目の上演中常時使用します。
148	要求水準書	26	第3	3	(3)	イ	(I)	a (b) 舞台 舞台構造及び規模	奥舞台をテレビカメラ等による演目上演中の舞台撮影の際に使用することを想定している と記載されていますが、具体的な使用方法を御提示願います。	No.147の回答をご確認ください。
149	要求水準書	26	第3	3	(3)	イ	(I)	a (b) 舞台 舞台構造及び規模	奥舞台に関して、テレビカメラ等による演目上演中の舞台撮影の際に使用、とありますが、舞台の後ろからテレビカメラで映し出すことは、遮蔽物があるため通常考えられないのですが、どのように使用するのか具体的にお示してください。	No.147の回答をご確認ください。
150	要求水準書	26	第3	3	(3)	イ	(I)	a (b) 舞台 舞台構造及び規模	奥舞台とは何処から奥のことを言うのですか？具体的（ホリゾン幕設置位置より後ろ、正面反射板設置位置より後ろ等）にお示してください。	ホリゾン幕設置位置より後ろです。
151	要求水準書	26	第3	3	(3)	イ	(I)	a (b) 舞台 舞台機構	緞帳のデザインについては事業者が提案している仕様に沿ったもので協議の上、決定されるとのことでしょうか。	ご理解のとおりです。
152	要求水準書	26	第3	3	(3)	イ	(I)	a (b) 舞台 舞台照明設備	調達備品リスト(舞台関連)中、スポットライト(平凸、フレネル、カッタースポット、パーライト)は、各々合計130台と記載されていますが、基本吊と持込公演対応備品を含むと考えてよろしいでしょうか。	130台は基本吊りを除いた移動用灯具のみの数量です。移動用灯具の数量は、各々130台ずつではなく、全ての移動用灯具の合計が130台程度となります。内訳は事業者の提案に委ねるものとします。 なお、持込公演対応に限らず、主催公演でも基本吊りで不足する場合は予備灯具として使用します。
153	要求水準書	26	第3	3	(3)	イ	(I)	a (b) 舞台 舞台照明設備	調達備品リスト(舞台関連)中、スポットライト(平凸、フレネル、カッタースポット、パーライト)は、各々合計130台と記載されていますが、要求水準書P26において、常設幕類が本工事の提案範囲となっているため、舞台照明器具の詳細は提案内容に応じて変更があるものと考え、およそ調達備品リストと同等規模の舞台照明リストを、別途提案してよろしいでしょうか。	移動用灯具備品数量についてはNo.152の回答をご確認ください。 常設の舞台照明器具類の数量は、舞台規模、吊物構成により変動するため、事業者の提案に委ねるものとします。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
154	要求水準書	27	第3	3	(3)	イ	(I)	a (b) 舞台 舞台照明設備 ()	a.(b). .()フロントサイドスポット室は、必ずしも壁で囲まれた形態とする必要は無いと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただしシュートする際の安全性に配慮して下さい。
155	要求水準書	27	第3	3	(3)	イ	(I)	a (b) 舞台 舞台照明設備 ()	常設のボーダーライト、サスペンションライト、アッパーホリゾンライト、ローワーホリゾンライト、シーリングスポットライト、フロントサイドライト、フットライト等は本工事の提案範囲とありますが、対象は常設のライトすべてと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
156	要求水準書	28	第3	3	(3)	イ	(I)	a (b) 舞台 舞台照明設備 (xii)	常設のプロセニウムスピーカ、サイドスピーカ、ステージフロントスピーカ、固定はね返りスピーカ、調整室モニタースピーカ、諸室スピーカ等は、本工事の提案範囲とし とありますが、対象は常設のスピーカすべてと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
157	要求水準書	29	第3	3	(3)	イ	(工)	a (c) 客席 xii	a.(c). xi 脇花道は、組み立て式も可能と考えてよろしいでしょうか。	可能ですが、常設が望ましいです。
158	要求水準書	29	第3	3	(3)	イ	(I)	b ホワイエ (g)	コインロッカーの使用料は徴収するのでしょうか。	コインロッカーは返却式としてください。
159	要求水準書	29	第3	3	(3)	イ	(I)	b ホワイエ (g)	備品などで仮設クロークを設置とありますが、設置のための備品については本事業で調達する必要があるのでしょうか。ある場合にはどのようなものを想定されているのでしょうか。	調達は事業者の提案に委ねるものとします。コーナーを囲うためのパーティション、衣類用のハンガー、鞆類収納用の棚、受渡カウンターなどで、ホワイエの倉庫に収納できる大きさのものを想定しています。
160	要求水準書	30	第3	3	(3)	イ	(I)	g スタジオ	音響設備は不要でしょうか。	常設の音響設備は不要です。
161	要求水準書	30	第3	3	(3)	イ	(I)	g スタジオ (b)	「多目的ホールで大規模な催し物を開催する際のリハーサル室として使用することを想定している。」とされていますが、室内騒音の目標値は、一般事務所程度で良いでしょうか。	一般事務所程度より低めのNC-30を目標とし、NC-35以下としてください。
162	要求水準書	31	第3	3	(3)	イ	(I)	j 楽器庫	j楽器庫の規模又は収納される楽器をお示しください。	電子オルガン1台が収納・搬入出できる面積を確保してください。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
163	要求水準書	31	第3	3	(3)	イ (I)	j 楽器庫	貸出常備楽器で想定される最大の楽器をお示しください。 (ティンパニ・コントラバスなどの程度の大きさの楽器の収納を想定されているのか)	No.162の回答をご確認ください。
164	要求水準書	31	第3	3	(3)	イ (I)	j 楽器庫	貸出常備楽器で想定される楽器は、手運びを基本とするのか、もしくはキャスト等で運ぶものとするのか、お示しください。	キャスト等で運ぶことを想定しています。
165	要求水準書	31	第3	3	(3)	イ (I)	j 楽器庫	別添資料10をみると楽器は「電子オルガン」としか記載がありませんが、貸出常備楽器の種類、数量をご提示ください。もしくは、貸出常備楽器は電子オルガンのみとのことでしょうか。	電子オルガン1台です。
166	要求水準書	32	第3	3	(3)	イ (I)	l 楽屋事務室	楽屋付近に喫煙スペースを確保することとありますが、ホワイエ等には喫煙スペースは不要とのことでしょうか。	不要です。
167	要求水準書	32	第3	3	(3)	イ (I)	o 楽屋用シャワー・トイレ	シャワー室を1箇所ずつとありますが、1箇所とは1名用との理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねる人数分とします。
168	要求水準書	33	第3	3	(3)	ウ (7)	広場機能	広場機能の予約受付ルールがあればご教示ください。	現在検討中です。
169	要求水準書	33	第3	3	(3)	ウ (7)	広場機能	想定するイベントがあれば御提示下さい。また、天候に関わらずとの記載がありますが、イベントの規模によっては対応が難しいかと思えます。絶対条件でしょうか。	絶対条件ではありません。 出来るだけ全天候型の広場を希望します。
170	要求水準書	33	第3	3	(3)	ウ (1)	広場機能	中央公園及びせせらぎ遊歩道から直接アクセスとありますが、広場機能までの動線を確保するという解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
171	要求水準書	33	第3	3	(3)	ウ (I)	広場機能	避難空間としての必要な機能があれば御指示願います。	特にありません。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
172	要求水準書	33	第3	3	(3)	工 (7)	災害時防災拠点・災害時福祉防災拠点	各種防災拠点として指定される箇所は、P10に各種防災拠点と記載されている施設だけとのことでしょうか。	ご理解のとおりです。
173	要求水準書	33	第3	3	(3)	工 (7)	災害時防災拠点・災害時福祉防災拠点	福祉・保健・公民館施設は、災害時の避難所となりますが、収容人数はどの程度を想定されているのでしょうか。	具体的な収容人数は想定しておりませんが、要求水準書P10(3)施設の概要ア公共施設に示す災害時防災拠点、災害時福祉防災拠点となる諸室を避難場所として想定しております。
174	要求水準書	34	第3	3	(3)	工 (ウ)	その他	工.その他諸室で維持管理・運營業務を実施する業務従事者が勤務する諸室(中央監視室、警備員室、清掃員控室等)は、業務効率化を考え、一体として整備することも可能でしょうか。	一体として整備することも可能です。
175	要求水準書	34	第3	3	(3)	工 (ウ)	その他	清掃員控室に限らず、維持管理・運營業務を実施するうえで必要な諸室(業務従事者控室等)は、事業者提案により整備することは可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
176	要求水準書	34	第3	3	(3)	工 (ウ)	その他	「インターネット接続ができる環境を整備すること」とありますが、インターネット接続による使用料(ランニングコスト)は貴市が負担するものとの理解でよろしいでしょうか。	市または施設入居者が負担します。
177	要求水準書	34	第3	3	(3)	工 (I)	警備員室	「a 常駐する警備員用の室を設け・・・警備や防犯管理等を実施すること。」とありますが、公共施設に警備員を常駐させる必要があるのでしょうか。常駐が必須の場合、常駐時間帯の指定があれば提示してください。	開館日は曜日や市の休日にかかわらず、毎日7:00から23:00までの間は常駐としてください。
178	要求水準書	34	第3	3	(3)	工 (I)	警備員室	「a 常駐する警備員用の室を設け・・・」とありますが、P62警備業務要求水準では機械警備を原則とするとの記載があります。警備員室は常駐対応仕様しておくことの意味でしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、駐在する時間帯については、No.177の回答をあわせてご確認ください。
179	要求水準書	34	第3	3	(3)	工 (I)	警備員室	「常駐する警備員用」とありますが、警備員は常駐が必須でしょうか。P.62(9)ア/ウ/(I)では、機械警備を原則とする、とあります。機械警備としても、警備員室は必要でしょうか。	警備員室は必ず設置してください。 なお、駐在する時間帯については、No.177の回答をあわせてご確認ください。
180	要求水準書	34	第3	3	(3)	工 (カ)	ごみ集積所	市が定めるごみの分別区分を教えてください。	川西市美化環境部のホームページをご確認ください。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
181	要求水準書	34	第3	3	(4)		構造計画	構造形式は、福祉・保健・公民館施設および文化関連施設とも事業者提案によると考えて宜しいでしょうか。	事業者提案に委ねるものとします。
182	要求水準書	35	第3	3	(5)	ア	(ウ) 受変電設備	「法定点検時等においても施設の運営に必要な最低限の電源が確保できるようにすること」とありますが、必要な負荷をご教示ください。	提案により設置を予定している機器のうち、法定点検による全館停電時に支障をきたす機器を想定してください。
183	要求水準書	35	第3	3	(5)	ア	(ウ) 受変電設備	使用するトランスは、「トランス用-変圧器の第二次判断基準」に対応した変圧器と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
184	要求水準書	35	第3	3	(5)	ア	(イ) 静止形電源装置	コンピュータ等の停電保証用に設置する電源装置の最低保証時間をご教示願います。	事業者が設置する機器のうち、施設運営上重要な機器を基準に事業者が設定してください。
185	要求水準書	35	第3	3	(5)	ア	(オ) 自家発電設備	災害時に公共施設を災害時防災拠点として使用することを考慮した仕様を市に提案し、協議の上決定すること、ありますが、決定した仕様に伴い増加費用が生じた場合は市にて負担していただけるのでしょうか。	増加した費用のうち合理的な範囲を市が負担します。
186	要求水準書	35	第3	3	(5)	ア	(オ) 自家発電設備	発電機の運転時間が10時間の連続運転と記載されていますが、災害時に備えた10時間を超える連続運転や運転に必要な燃料地下タンク等の設置計画は事業者提案でよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねるものとします。
187	要求水準書	35	第3	3	(5)	ア	(カ) 電話設備	福祉・保健・公民館施設の電話回線数は60回線程度とありますが、事業者が準備する回線は60回線準備すれば宜しいでしょうか。	60回線準備してください。
188	要求水準書	35	第3	3	(5)	ア	(カ) 電話設備	公衆電話の設置及び管理は市が行うという理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
189	要求水準書	35	第3	3	(5)	ア	(キ) ネットワーク接続	インターネットへの接続が可能な設備を設けることだけで、各種プロバイダ契約等は別途入居者が行うとのことよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
190	要求水準書	35	第3	3	(5)	ア (ケ)	インターホン設備	「玄関に各1ヶ所ずつ子機を設置し、常時対応できるようにすること。」並びに「警備員室に各親機を設置すること。」とありますが、警備員室に閉館時間に人を配置する必要があるということでしょうか。	177の回答をご確認ください。
191	要求水準書	35	第3	3	(5)	ア (ケ)	インターホン設備	インターホンの仕様について、視覚障がい・聴覚障がいの方に対応した機器は、全ての玄関に設置が必要でしょうか、ご教示願います。	事業者の提案に委ねるものとします。
192	要求水準書	36	第3	3	(5)	ア (コ)	防犯設備	兵庫県川西子ども家庭センター内で監視カメラの指定設置数は何か所でしょうか。	非常階段・専用エレベーターかご内・エントランスホール・待合スペース・家庭相談室・相談室(1室)の6箇所に設置となります。
193	要求水準書	36	第3	3	(5)	ア (サ)	警報設備	開館時間帯における多目的トイレの非常ボタンの連絡先は、常時人がいる場所が望ましくなります。例えば警備員室ではなく、常時人がいる場所に設置していれば警備員室にこだわる必要はないでしょうか。	事業者の提案に委ねるものとします。
194	要求水準書	36	第3	3	(5)	ア (ス)	テレビ共同受信設備	テレビアンテナを設置と記載されておりますので、工程的には、ケーブルテレビ等への対応は必要ないものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
195	要求水準書	36	第3	3	(5)	ア (セ)	テレビ電波障害防除設備	電波障害の対策費については、施設整備費は事業者で行い、運用管理費は別途費市にて負担するとのことによろしいでしょうか。障害発生範囲の推定等は可能ですが、実際に建設後には変わる可能性も有り、入札時点で事業者負担とすると不要なリスクマネーが発生しコストが増大することが考えられます。	上段は、ご理解のとおりです。下段は、建設後実際に発生した電波障害を調査することにより範囲の確定となるため、事前予測と比較し、負担協議します。
196	要求水準書	36	第3	3	(5)	イ (ア)	空調設備	別添資料6「諸室リスト」では、空調設備の有無は分かりますが、特殊な温湿度条件の室はあるでしょうか。	特殊な温湿度条件の室は文化関連施設のピアノ庫のみです。
197	要求水準書	37	第3	3	(5)	イ (イ)	給水設備	屋外並びに屋上庭園に設置する散水設備に植栽用の自動灌水設備を合わせて設置することは可能でしょうか。	可能です。
198	要求水準書	38	第3	3	(5)	ウ	計量設備	入居スペースごとの検針、請求業務は維持管理業務に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
199	要求水準書	38	第3	3	(6)				計画地への出入り口を除いて、敷地境界に沿ってフェンスを設置するものと考えて宜しいでしょうか。	事業者の提案に委ねるものとします。設置する場合は、景観に配慮したものとしてください。
200	要求水準書	38	第3	3	(6)	ア		駐車場	体育館など隣接施設から直接計画敷地へ出入り可能な計画とする必要があるのでしょうか。	直接計画敷地へ出入り可能な計画としてください。
201	要求水準書	38	第3	3	(6)	ア	(7)	駐車場	「工事期間中、本事業地と隣接する総合体育館の駐車場として使用する」とありますが、その期間における駐車場の管理（車両の整理、ゲート・精算設備等の管理、故障時の修繕、料金徴収・納付等）は、事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。また、業務開始後にゲート・精算設備等が故障し、明らかに工事期間中の使用によるものが原因と判断できる場合は、貴市にて修繕等にかかる費用をご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	工事中の管理については、工事の代替え処置として、駐車場の管理は事業者が行ってください。本格的な維持管理は指定管理の開始時点からとなります。
202	要求水準書	38	第3	3	(6)	ア	(7)	駐車場	「d工事期間中・・・総合体育館の駐車場として使用することから、先行して整備を実施すること」とありますが、仮使用中の駐車場管理運営は市が行うのでしょうか。	No.201の回答をご確認ください。
203	要求水準書	39	第3	3	(6)	オ		せせらぎ遊歩道からのアプローチ（総合体育館・弓道場間のスペース）	中央公園及びせせらぎ遊歩道の計画図面を御提示頂けないでしょうか。	後日、別添資料7中央公園・せせらぎ遊歩道イメージ図として公表します。
204	要求水準書	39	第3	4	(1)	オ		せせらぎ遊歩道からのアプローチ（総合体育館・弓道場間のスペース）	整地業務とは計画敷地内の外構工事と考えて宜しいでしょうか。	隣接する前面道路等と相互にスムーズにアクセスできる高さに整地することです。
205	要求水準書	40	第3	4	(2)			事前測量・調査業務	土壌汚染調査は川西市が行うものと考えて宜しいでしょうか。	土壌汚染調査は市がすでに実施しており、必要な土壌汚染対策は建設業務開始前までに市が実施します。市の土壌汚染対策完了後に、事業者が必要と判断し自ら実施する場合には、事業者の負担となります。
206	要求水準書	40	第3	4	(2)			事前測量・調査業務	電波障害調査は机上検討で宜しいでしょうか。	机上検討の他、事業者の提案により必要に応じて調査を行ってください。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
207	要求水準書	40	第3	4	(2)		事前測量・調査業務	事業者は、自らの提案により必要となった測量、地質、電波障害対策調査等、各種調査業務を、自らの責任において、必要な時期に適切に行うこととありますが、各種調査業務について必須とされる業務はありますか。	ありません。
208	要求水準書	40	第3	4	(3)		施設整備に伴う各種申請等業務	開発行為にかかわる手続きの具体的内容、必要な期間等についてご教示ください。またエコまち運用基準等に関する協議期間についてご教示ください。	阪神間都市計画事業中央北地区特定土地整理事業に関する建築行為等の手続条例に基づく事前協議及び土地区画整理法第76条許可申請が必要となります。期間は全体で概ね3ヶ月程度と想定されます。
209	要求水準書	40	第3	4	(5)		基本設計・実施設計業務	「キセラ川西内の事業者等と協議を実施」とありますが、キセラ川西内には様々な事業者等が存在すると思われます。それらの事業者等が一同に会する協議体については組成される予定でしょうか？ 組成される場合に、誰の主催でいつごろに組成されるのでしょうか？	現在は予定はありません。
210	要求水準書	40	第3	4	(5)		基本設計・実施設計業務	協議を実施するキセラ川西内の事業者を具体的にご教示願います。	協議を要する具体的な事業者はありません。
211	要求水準書	42	第3	4	(5)	工 (イ)	設計体制づくりと責任者の配置	総括責任者と設計責任者の兼務は可能とのことでよろしいでしょうか。	可能です。
212	要求水準書	42	第3	4	(5)	工 (カ)	設計変更について	ここで言う設計変更にかかる追加費用は事業費とは別途市から支払われるものと考えて宜しいでしょうか。またスケジュールの延伸も認められるものと考えて宜しいでしょうか。	市が設計の変更を指示した場合で、当該指示により費用増加及びスケジュール延伸が発生する場合は、市が費用を負担するとともにスケジュールの延伸を認めるものとします。
213	要求水準書	42	第3	4	(6)		整地業務	既公表の要求水準書(案)では、土壌汚染対策業務の記載があり、「対策の要否は入札公告時に公表」とありましたが、対策の要否についてご教示ください。	No.4の回答をご確認ください。
214	要求水準書	42	第3	4	(7)	ア	旧弓道場の解体・撤去業務	現地見学会にて確認しましたが、解体撤去予定の敷地内に池があり、鯉を飼っているようですが、これらは解体工事着手前に市にて移設していただけるのでしょうか。	建設業務開始前までに市が移設します。
215	要求水準書	42	第3	4	(7)	ウ	旧弓道場の解体・撤去業務	「旧弓道場の解体・撤去工事に伴う土壌汚染対策は不要である」とのことですが、それ以外の計画敷地に関しても同様に不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
216	要求水準書	42	第3	4	(8)		総合体育館屋根折板改修業務	総合体育館屋根折板改修工事はとありますが、改修工事は塗り替えのみとし、下地の補修等は業務範囲に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	下地の補修等は業務範囲に含まれます。
217	要求水準書	42	第3	4	(8)		総合体育館屋根折板改修業務	本業務で改修した部分に関して、維持管理（保守・点検・修繕等）を行う必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
218	要求水準書	45	第3	4	(10)		工事監理業務	工事監理者の常駐・非常駐は事業者による判断によると考えて宜しいでしょうか。	常駐としてください。
219	要求水準書	46	第3	4	(11)		備品の調達・設置業務	維持管理・運営上必要な備品（中央監視室・警備室・清掃員控室（机・椅子・ロッカー）、施設備品（傘立て、ゴミ箱、サインスタンド、汚物入れ、雨用マット等））について、設置者（費用負担）、所有区分等をご教示ください。	維持管理・運営上必要な備品や施設備品等は、事業者が所有する備品を持ち込み設置してください。
220	要求水準書	46	第3	4	(11)	ア	基本方針	別添資料 10 調達備品リストの品番はあくまで参考であり同等品で良いとの理解で宜しいですか。	ご理解のとおりです。
221	要求水準書	46	第3	4	(11)	ウ	要求水準	別添資料 10 に示した備品のほか、必要な備品がある場合は設置することとありますが、別紙10のリストに記載のない備品を追加で設置した場合の費用については貴市が負担されるとの理解でよろしいでしょうか。	市と協議し、必要と判断した場合は市が負担します。
222	要求水準書	46	第3	4	(11)	ウ	要求水準	調達する備品は、設置する室との調和や利用者の利便性等に配慮し、使用を選定することとありますが、「使用」「仕様」との理解でよろしいでしょうか。その場合、備品についてがリストに示されたもの同等品でも可能でしょうか。	「使用」は「仕様」と読み替えてください。また、リストに示されたものと同等品で構いません。
223	要求水準書	46	第3	4	(11)	ウ	要求水準	リースにて整備した備品のサービス対価の対象をご教示ください。	サービス購入費Cとなります。
224	要求水準書	46	第3	4	(11)	ウ	要求水準	備品の調達についてリース方式でのリース料総額を初期調達費に計上し、物価変動の対象外とする理解で宜しいですか。	No. 223の回答をご確認ください。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
225	要求水準書	46	第3	4	(11)	ウ	要求水準	ウ、「事業者は備品台帳を作成し」とありますが、備品管理を一元的に台帳管理する必要があると思いますが、移設備品も含めて台帳記入がいらいますか。また台帳フォームは事業者の提案方式でもよいのでしょうか。	移設備品の管理は業務範囲外とします。管理台帳のフォームは事業者の提案に基づき、協議のうえ作成してください。
226	要求水準書	46	第3	4	(12)		施設の引渡し業務	貴市は、公共施設引渡日に所有権を原始取得するとありますが、一般的にBOT方式のPFI事業の場合、施設を原始取得するのは事業者である(その後、原始取得した施設を未使用のまま貴市に引き渡す)と認識しております。(これにより事業者にも不動産取得税が課されないこととなる。)本事業において貴市が所有権を原始取得するとした意図はどのようなところにあるのでしょうか。	「原始取得」は「取得」と読み替えてください。 なお、原始取得者は事業者(SPC)とし、建物新築後、使用することなく6ヶ月以内に市に譲渡するものとします。 要求水準書及び事業契約書の該当項目を修正します。
227	要求水準書	48	第4	1	(2)	イ	統括責任者	本項目について、「統括責任者」と「総括責任者」の記載がありますが、同一の人物との理解でよろしいでしょうか。その場合、どちらの名称を正とすればよろしいでしょうか。	「総括責任者」が正です。 「統括責任者」は「総括責任者」と読み替えてください。
228	要求水準書	48	第4	1	(2)	イ	統括責任者	統括責任者は維持管理業務総括責任者及び運営業務総括責任者と兼任することは可能でしょうか。	可能です。
229	要求水準書	48	第4	1	(2)	ウ	(1) 広報・宣伝活動	「パンフレットは内覧会に必要な部数を確保」とありますが、部数は開業記念式典の「市民等想定参加者数 最大1,000人程度」分を想定すればよろしいでしょうか。	1,000部程度を想定していますが、詳細な部数は協議のうえ決定します。
230	要求水準書	48	第4	1	(2)	ウ	(1) 広報・宣伝活動	開館前並びに開館後に事業者で作成するパンフレットの部数をご教示ください。コスト算出に必用となります。	No. 229の回答をご確認ください。
231	要求水準書	48	第4	1	(2)	ウ	(1) 広報・宣伝活動	パンフレットは内覧会に利用するのみと考えてよろしいでしょうか。必要部数については検討の上で提案させていただきますが、貴市との協議により部数の増加等が発生した場合は別途と考えます。現状で必要と思われる部数のお考えが有ればご提示いただけないでしょうか。	パンフレットは内覧会及び広報・宣伝活動で使用します。 想定している必要部数については、No. 229をご確認ください。
232	要求水準書	48	第4	1	(2)	ウ	広報・宣伝活動	開業準備業務のパンフレット作成及びホームページの作成については、開業準備費として元利均等方式により平準化した金額を平成30年度から平成49年度まで支払われ、維持管理・運営期間におけるパンフレットの作成及びホームページの運用費については、運営業務費として平成30年度から平成49年度まで支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
233	要求水準書	48	第4	1	(2)	工	開館前の使用申込受付	指定管理者として予約受付が可能なのは(利用許可証を発行できるのは)当該施設の竣工・引渡後だと思われませんが、それ以前の予約受付は貴市が行うという理解でよろしいでしょうか。	利用許可証の発行は市が行いますが、施設利用にあたっての施設利用者との事前協議や仮予約等は事業者が実施してください。
234	要求水準書	48	第4	2			引越し支援業務	引越しに伴い既存施設より移送する備品等あれば、物品及び数量をご教示ください。	引越しに伴い既存施設より移送する備品等はありません。
235	要求水準書	48	第4	2			引越し支援業務	引越し支援業務に関しては、あくまでも支援との認識で引越し費用については行政側の負担という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
236	要求水準書	48	第4	2	(1)		業務内容	(1)業務内容:引越し計画・スケジュール作成の方法として既存施設の引越し物(備品・機器・書類等)の調査及び引越し物リスト作成及び新設への配置計画等の作業も含まれますか。備品の移転計画としては、移設備品・新規調達設置備品・廃棄備品等の分析リストの作成も含まれますか。	既存施設の引越し物の調査、引越し物リスト作成及び新設の配置計画等は各入居団体が実施しますので、事業者はそのとりまとめを行ってください。 引越しに伴う移設・新規調達・廃棄備品リストの作成は本業務には含まれません。
237	要求水準書	48	第4	2	(1)		業務内容	確認ですが、事業者は引越業務について直接の発注は無いとの認識で宜しいでしょうか。	引越し業務の発注・契約は市が行います。
238	要求水準書	48	第4	2	(1)	ア	引越し計画・スケジュールの作成	それぞれの引越しの詳細計画及びスケジュールについては貴市が委託する引越業者が主体的に作成し、事業者が行うのは全体期間の中で事業者の業務と調整を図ったスケジュール、計画のみとの理解でよろしいでしょうか。	引越業者の連絡・指示、引越し計画の策定、福祉・保健・公民館施設入居者の引越しスケジュールの調整等を行ってください。
239	要求水準書	48	第4	2	(2)	イ	引越し業者等との調整・進行管理	警備業者とは引越しのために別途貴市にて手配されるものとのことでよろしいでしょうか。 現時点で、どのような引越数量があるかの想定が出来ないため、必要警備員の算定ができないため、入札金額の算出ができません。	引越しに必要な警備業者は市が手配します。
240	要求水準書	48	第4	2	(2)	イ	引越し業者等との調整・進行管理	ここでのいう警備業者とは市が別途委託する警備業者ということでしょうか。	市が委託する警備業者のほか、維持管理業務として事業地内で引越し以外の通常の警備を行う警備業者(事業者が委託した業者)とも調整を行い、事業地内外の安全確保に努めてください。
241	要求水準書	48	第4	2	(2)	イ	引越し業者等との調整・進行管理	引越業者への委託は貴市が直接されると理解しますが、事業者からの発注でないため、事業者から引越業者への直接的な指示命令は行わないとのことよろしいでしょうか。	発注や契約は市が行いますが、引越しの際の業者への指示は市と事前に協議して調整のうえ、事業者が行ってください。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
242	要求水準書	48	第4	2	(2)	イ	引越業者等との調整・進管理	引越し計画・スケジュールの作成とありますが、引越し自体に関する業務等（移転する什器・備品等の調査・移転、引越し業者等との打合せ・費用負担等）は事業範囲に含まれず、事業者は全体のスケジュール管理のみを行えばよいとの理解でよろしいでしょうか。具体的な業務内容についてご教示ください。	事業者は、引越し業者手配・調整、全体のスケジュール管理を実施してください。
243	要求水準書	49	第4	3	(2)	ア	要求水準	確認ですが、記念式典・セレモニーイベントの開催費用は事業者負担との認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
244	要求水準書	49	第4	3	(2)	ア (ア)	要求水準	市民等の参加募集については、事業者が行うのでしょうか。市が行うのでしょうか。もしくは公募ではなく、当日自由参加にされるのでしょうか。	市及び事業者が実施することを想定していません。
245	要求水準書	51	第5	1	(6)		適用基準等	「「建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕課監修（最新版）」に準拠し」とありますが、入札時における最新版という理解でよろしいでしょうか。事業期間に建築保全業務共通仕様書が改定され、現時点では事業者が想定できない仕様の変更（費用増額）も考えられます。事業期間に常に最新版で実施する必要があるのであれば、費用の増減について貴市との協議とさせいただけないでしょうか。	内容に応じて個別に判断する予定です。
246	要求水準書	51	第5	1	(7)		維持管理業務計画書の作成・提出	「前年度の9月までに、～「維持管理業務年間計画書」を市に提出し」とありますが、10月以降約半年間にわたり業務を実施していくため、大幅な業務計画の変更も含め確実に年間計画書の修正が発生します。つきましては提出時期を前年度の2ヶ月前程度等、修正が極力発生しない時期の提出としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
247	要求水準書	51	第5	1	(8)	ア	維持管理業務総括責任者	維持管理業務総括責任者は、維持管理業務責任者と兼任することは可能でしょうか。	可能です。 運営業務においても可能とします。
248	要求水準書	51	第5	1	(8)	イ	維持管理業務責任者	維持管理業務責任者は、一人の業務責任者が複数の業務責任者を兼任することは可能でしょうか。	可能です。 運営業務においても可能とします。
249	要求水準書	51	第5	1	(8)	イ	維持管理業務責任者	「各維持管理業務責任者」とありますが、効率化のために兼務することは可能でしょうか。常駐する必要があるのでしょうか。	兼務は可能です。また、常駐は不要です。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
250	要求水準書	51	第5	1	(8)	イ	維持管理業務責任者	維持管理業務総括責任者が維持管理業務の各業務責任者を兼務することは可能でしょうか。	可能です。
251	要求水準書	51	第5	3	(8)		維持管理業務の体制の提出	1月29日に行われました文化会館の現地見学会において、常駐の設備員が地下に3名おられました。現在の業務の役割、配置時間を教えていただけますでしょうか。	以下のとおりです。 現在の役割：施設の維持管理 配置時間：8時30分～22時 1人、8時30分～17時 1人、14時～22時 1人。月曜日～日曜日配置。
252	要求水準書	51	第5	3	(8)		維持管理業務の体制の提出	1月29日に行われました文化会館の現地見学会において、常駐の警備員が1名おられました。現在の業務の役割と配置時間を教えていただけますでしょうか。	以下のとおりです。 24時間（9時～9時） 1人、17時15分～22時30分 1人。月曜日～日曜日配置。
253	要求水準書	53	第5	1	(13)		費用の負担	消耗部品に照明器具の管球は含まれますか。	含まれます。
254	要求水準書	53	第5	1	(16)		市との調整	「維持管理・運営協議会」について、貴市が想定されている市側の出席者についてご教示ください。	公共施設再配置推進室は基本的に出席し、必要に応じて、各施設の所管課が出席する予定です。
255	要求水準書	54	第5	2			用語の定義	設備機器の大規模修繕は機器システムの更新であり、機器本体の更新については含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
256	要求水準書	54	第5	3	(1)	イ (オ)	緊急修繕業務	施設利用者・不審者の故意・過失で生じた破損の緊急修繕で発生した費用については、貴市にてご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
257	要求水準書	54	第5	3	(1)	イ (オ)	緊急修繕業務	施設利用者・不審者の責による施設損傷の修繕費用は、市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
258	要求水準書	56	第5	3	(2)	イ (カ)	修繕業務	更新対象設備の最新機種を貴市に提案して導入した場合は、従来計画の設備と最新機種設備の差額分については市にてご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。もし事業者負担となる場合は事業期間内で最新機種に変更され、技術革新が行われることを前提に検討し、コスト（入札価格）増加につながるため、貴市負担としていただけないでしょうか。	最新機種を導入すると市が判断し、当初想定していた更新費と差額が発生する場合は、当該差額分について別途市が費用を負担します。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
259	要求水準書	58	第5	3	(4)			駐車場設備保守管理業務	駐車場を管理するにあたり、車両誘導を行う業務従事者の配置の有無、要件（ポスト、時間）については事業者提案でよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
260	要求水準書	59	第5	3	(4)	ウ	(1)	駐車場設備保守管理業務	ソフトポールコーン等常設型のものではなく可動式のを想定されているのでしょうか。	可動式のを想定しています。
261	要求水準書	59	第5	3	(4)	ウ	(ウ)	駐車場設備保守管理業務	貴市で現在想定されている料金設定（金額、1日単位、時間単位等）をご教示ください。	3月中旬頃に公表します。
262	要求水準書	59	第5	3	(4)	ウ	(ウ)	駐車場設備保守管理業務	徴収した使用料は、市が指定した金融機関に納付すること。とありますが、納付する日の指定はありますか。	3月中旬頃に公表します。
263	要求水準書	59	第5	3	(5)	イ	(ア)	業務内容	駐輪場の放置自転車撤去は市が実施するとありますが、かかる撤去費用についても貴市にてご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
264	要求水準書	59	第5	3	(5)	イ	(ア)	業務内容	駐車場内の放置自動車についても自転車と同様に貴市にて撤去等ご対応いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
265	要求水準書	59	第5	3	(5)	イ	(ア)	業務内容	駐輪場の放置自転車の撤去を市が実施するとありますが、想定されている撤去を行う頻度を教えてください。また、事業者側で別の場所に一時仮置きした物を市が撤去するのでしょうか。	現在検討中です。
266	要求水準書	60	第5	3	(7)			清掃業務	業務の実施回数は事業者の提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 要求水準を満たす日常清掃・定期清掃等を行ってください。
267	要求水準書	60	第5	3	(7)			清掃業務	福祉・保健・公民館施設の各種入居団体の入居スペースについては、他の一清掃業者が別途実施するとの理解でよろしいでしょうか。それとも各入居団体ごとに清掃の有無、清掃業者の委託の有無、実施時間も含め、各入居団体の判断のもと行うとの理解でよろしいでしょうか。	各入居団体ごとに、清掃の有無を含め、各入居団体の判断のもと行うこととなります。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
268	要求水準書	60	第5	3	(7)	ア	業務の対象	清掃業務の対象範囲が各種入居団体の入居スペース以外の共用部分となっておりますが、むぎのめ作業所や共働作業所あかね内のトイレ・洗面所等は団体の入居スペースの扱いで清掃は対象外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
269	要求水準書	60	第5	3	(7)	ア	業務の対象	各種入居団体の入居スペースの清掃業務について、事業者が各種入居団体と別途直接契約を締結して業務を行うことは可能でしょうか。	可能です。
270	要求水準書	60	第5	3	(7)	イ (キ)	清掃業務	事業者が負担するトイレットペーパー等の衛生消耗品は清掃業務の対象範囲となる共用部分のみという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
271	要求水準書	61	第5	3	(7)	ウ (イ)	福祉・保健・公民館施設	「清掃を行う時間は、各種団体の就業時間前後を基本とすること。」とありますが、各種団体の就業時間及び開館日を教えてください。	清掃は、朝8:30までに実施してください。開館日は基本的には平日（月～金曜日）となりますが、土日等の市の休日も開館する場合があります。
272	要求水準書	61	第5	3	(7)	ウ (イ)	清掃業務	「清掃を行う時間は、各種団体の就業時間前後を基本とする」とありますが、本施設に入居するすべての各種団体の就業時間をご教示ください。清掃業務の実施体制を含め作業計画・スケジュールを提案するうえで必要な情報となります。	No.271の回答をご確認ください。
273	要求水準書	61	第5	3	(7)	ウ (イ)	清掃業務	文化関連施設のホール清掃にあたり、ホール利用の合間（施設利用者が異なる場合）に清掃を実施する必要はあるのでしょうか。	利用者が異なる場合は貸出時間の合間に清掃を実施してください。同じ利用者が時間区分を連続して借りる場合は、利用者との協議によります。
274	要求水準書	61	第5	3	(7)	ウ (イ)	清掃業務	廃棄物管理責任者の選任が必要になることが想定されますが、貴市にて選任されるとの理解でよろしいでしょうか。	ふれあい歯科診療所等の医療廃棄物については、当市で廃棄物管理責任者を選任します。
275	要求水準書	62	第5	3	(9)	ウ (オ)	警備業務	「催し物開催時等には、施設利用者の混乱を避け安全が確保できるよう警備体制を整えること。」とありますが、現在の文化会館・中央公民館のイベント開催時の警備員は、各主催団体（市・財団・民間団体等）が別途発注を行っているのでしょうか。	現在の文化会館・中央公民館では、常駐警備員が誘導業務にあっており、増員の必要がある場合、各主催団体が別途発注を行っています。
276	要求水準書	62	第5	3	(9)	ウ (オ)	警備業務	「市が催し物を開催する際は・・・車両の通行整理は事業者が実施すること。」とありますが、市が毎年定期的に行っている催し物の実施日時及び実施内容を開示してください。	要求水準書別添資料11において、市が毎年定期的に行っている催し物を黄色で着色して表示しました。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
277	要求水準書	62	第5	3	(9)	ウ (オ)	警備業務	市が催し物を開催する回数は年間での程度あるのでしょうか。 それらはどの程度の来場者数を見込んでいるのでしょうか。	No. 276の回答をご確認ください。
278	要求水準書	62	第5	3	(9)	ウ (オ)	警備業務	通行整理を行う費用を検討するために、市が実施される催し物の年間の実施回数や予測来場者数をご教示ください。	No. 276の回答をご確認ください。
279	要求水準書	62	第5	3	(9)	ウ (オ)	警備業務	「警備方法は、機械警備を原則とする」とありますが、一方、施設整備の要求水準で常駐警備員を配置する警備員室を設けることになっています。警備員の配置条件（人数、時間等）は特になく、事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	177の回答をご確認ください。
280	要求水準書	62	第5	3	(9)	ウ (オ)	警備業務	車両の通行整理とは駐車場内（敷地内）での車両の誘導・整理を実施するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
281	要求水準書	63	第5	3	(10)	ウ (イ)	舞台設備大規模修繕・更新業務	「事業終了の概ね3年前より～市に提案すること」とありますが、事業終了後2年前に施設の状況についてチェック・評価することになっております。設備のチェック・評価し、機器の劣化状況等を把握したうえで、提案した方が効率的かつより精度の高い確実な提案ができると思慮します。つきましては3年前から2年前への変更をお願いできないでしょうか。	2年前に変更します。
282	要求水準書	65	第6	1	(2)		業務の範囲	行政財産の目的外使用許可により自動販売機を設置した場合の床使用料及び計算方法をご教示ください。	No. 138の回答をご確認ください。
283	要求水準書	65	第6	1	(2)		業務の範囲	事業者が自動販売機を設置した際、市へ支払う使用料の金額をご教示ください。	No. 138の回答をご確認ください。
284	要求水準書	65	第6	1	(2)		業務の範囲	自動販売機を設置した場合の光熱水費は貴市にてご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者が負担してください。 なお、使用量が計測できるよう、事業者の負担によりメーターを取り付けてください。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
285	要求水準書	65	第6	1	(2)		業務の範囲	自動販売機は「市が文化関連施設に4台程度設置する予定」と記載がありますが、想定している場所をご教示ください。	福祉・保健・公民館施設に3台、文化関連施設に1台設置し、その他については事業者の提案に委ねます。
286	要求水準書	65	第6	1	(2)		業務の範囲	自動販売機の設置については計画地内であれば外部も可との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
287	要求水準書	65	第6	1	(5)	ア	福祉・保健・公民館施設	1階に入居する各種団体、2階に入居するふれあい歯科診療所、訪問歯科センター、4階に入居する兵庫県川西子ども家庭センターの開館運営日時、休館日をご教示ください。	以下のとおりです。 ふれあい歯科診療所：開館日…月、水～土曜日の9:00～17:30、日曜日の9:00～13:00 休日…火曜日、12月29日 訪問歯科センター・歯科医師会事務局：開館日…月～金曜日の9:00～17:30 休日…土・日曜日、祝日及び12月27日～1月4日（訪問歯科センターは土日勤務もすることあり） 兵庫県子ども家庭センター：開館日…月～金曜日の8:45～17:30 休日…土・日曜日、祝日及び12月29日～1月3日
288	要求水準書	66	第6	1	(5)	イ (ア)	開館日及び開館時間	夜間に利用者がいない場合は、受付が終了し次第閉館して問題ありませんか。	開館時間内に夜間の利用が終了した場合でも、開館時間内は開館してください。
289	要求水準書	66	第6	1	(5)	イ (ア)	開館日及び開館時間	夜間の利用者が終了した時点で、閉館して問題ありませんか。	No.288の回答をご確認ください。
290	要求水準書	66	第6	1	(5)	イ (イ)	休館日	施設の保守点検や大規模修繕時等には別途臨時休館日を認めていただけますか。	施設の保守点検や大規模修繕に係る臨時休館は認めるものとします。
291	要求水準書	66	第6	1	(8)	ア (イ)	運営業務計画書の作成・提出	「運営業務年間計画書」を前年度の9月までに提出することとありますが、10月以降約半年間にわたり業務を実施していくため、大幅な業務計画の変更も含め確実に年間計画書の修正が発生します。つきましては提出時期を前年度の2ヶ月前程度等、修正が極力発生しない時期の提出としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
292	要求水準書	67	第6	1	(8)	イウ	自主事業の企画 芸術・文化鑑賞事業の企画	自主事業と芸術・文化鑑賞事業それぞれについて、想定されている年間の事業規模があればご教示いただけませんか。	いずれも事業者の提案に委ねることを想定しています。
293	要求水準書	67	第6	1	(8)	イウ	自主事業の企画 芸術・文化鑑賞事業の企画	自主事業と芸術・文化鑑賞事業それぞれの定義・趣旨および相違点をお聞かせください。 定義・趣旨は両事業とも、ホール等の施設機能を活用した文化振興に資する公演・イベント・講座等という理解でよろしいでしょうか。相違点については、前者が事業者の独立採算で、後者が川西市様よりサービス購入料のほかに別途対価をお支払いいただくという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、自主事業の実施は事業者の提案に委ねますが、芸術・文化事業は、事業者が提案した内容について市が検討し、実施すると判断した場合のみ実施しますので、実施しない場合もあります。
294	要求水準書	67	第6	1	(8)	イウ	自主事業の企画 芸術・文化鑑賞事業の企画	自主事業と芸術・文化鑑賞事業の実施にあたっては、会場として福祉・保健・公民館施設の施設機能を利用することは可能でしょうか。	福祉・保健・公民館施設入居者に影響のない範囲で利用することは可能とする予定ですが、詳細は事業者と協議して決定します。
295	要求水準書	67	第6	1	(8)	ウ	芸術・文化鑑賞事業の企画	芸術・文化鑑賞事業の対価の規模は、事業の趣旨等によるものと思いますが、一年間の一定の目安となる規模をご教示いただけませんか。 (例： ~ × × × 万円)	現在のところ規模を明確にお示しできるものではありませんが、市の平成26年度の芸術・文化鑑賞事業の予算は約3,800万円計上しております。本事業期間内においても同程度の予算が見込まれるものとし、その中にお支払する対価が含まれるとお考えください。
296	要求水準書	67	第6	1	(8)	ウ (7)	芸術・文化鑑賞事業の企画	事業者が企画した芸術・文化鑑賞事業を貴市が実施すると判断した際に別途締結とする契約の当事者は、貴市とSPCになりますでしょうか？SPCとなった場合、対金融機関との事務が煩雑になるため、スムーズな当該事業の運営のためにも運営担当企業との直接契約にして頂けませんでしょうか。	原案のとおりとします。
297	要求水準書	67	第6	1	(9)	ア	運営業務統括責任者	公共施設内に常駐、とありますが、公共施設内とは、「福祉・保健・公民館施設」「文化関連施設」のどちらかに常駐との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
298	要求水準書	67	第6	1	(9)	イ	運営業務責任者	運営の各業務、とは何を指しますか。	P.65 第6/1/(2)に示すアからエの業務を指しています。
299	要求水準書	68	第6	1	(12)	イ	光熱水費の扱い	運営業務すべての光熱水費負担先が貴市となっておりますが、自主事業、芸術文化鑑賞事業についても、貴市にてご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
300	要求水準書	68	第6	1	(8)	ウ (7)	芸術・文化鑑賞事業	当該事業において入場料等を徴収する場合は、事業者の収入としてよいと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
301	要求水準書	69	第6	2	(1)		福祉・保健・公民館施設	公民館施設の運営者は施設への入居者様で、今回の応札事業者ではないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
302	要求水準書	69	第6	2	(1)	ア (1)	フリースペース運営業務	入居者と協力して実施する催し物に掛かる費用については別途と考えてよろしいでしょうか。	毎年定期的を実施する場合は事業費に含めるものとします。
303	要求水準書	69	第6	2	(1)	イ	会議スペース運営業務	予約状況確認システムは予約状況がデジタルサイネージ等で現地で確認できればいいものとし、web上等で公開されなくてもいいという理解でよろしいでしょうか。また、多目的ホール、大会議室、スタジオに対する予約受付も同様のルールはありますでしょうか？	Web上で公開し、PC等から誰でも予約・予約状況確認ができるようなものとしてください。 なお、文化関連施設の各室については、No.314の回答をご確認ください。
304	要求水準書	69	第6	2	(1)	イ	会議スペース運営業務	予約状況確認システムの整備、保守管理、修繕についても事業者の業務範囲という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
305	要求水準書	69	第6	2	(1)	イ (1)	会議スペース運営業務	デジタルサイネージ等を用いた予約状況確認システムは本施設内のみの掲示でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 システムについては、No.303の回答をご確認ください。
306	要求水準書	69	第6	2	(1)	イ (1)	会議スペース運営業務	デジタルサイネージ等を用いた予約状況確認システムとありますが、特別なシステムではなく、予約状況の確認ができれば良いとの認識でよろしいでしょうか。	No.303の回答をご確認ください。
307	要求水準書	69	第6	2	(1)	イ (1)	会議スペース運営業務	デジタルサイネージ等について、設置個数や設置場所の指定はありますか。	事業者の提案に委ねるものとします。
308	要求水準書	69	第6	2	(1)	イ (1)	会議スペース運営業務	「デジタルサイネージを用いた予約状況確認システムにより運用を行うこと」とありますが、現在貴市で運用されている「川西市公共施設予約システム」での運用とは別に事業者で用意する必要があるのでしょうか。 例えば、川西市公共施設予約システムに事業者が作成する予約システムにアクセスできるようにできるということでしょうか。	「川西市公共施設予約システム」とは別に事業者が用意してください。 ただし、川西市公共施設予約システムとのリンクは必要です。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
309	要求水準書	69	第6	2	(1)	イ	(イ)	会議スペース運営業務	会議室を「市民に有料で一般開放することも予定している」と記載がありますが、施設使用料の徴収代行も事業者が実施するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
310	要求水準書	70	第6	2	(2)	ア	(イ)	遺失物の管理	金品及び一定期間保管した物品の遺失物についての警察庁への届出は市にてご対応いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
311	要求水準書	70	第6	2	(2)	ア	(イ)	外部対応	事業者が入館拒否又は退去命令を出すがありますが、維持管理業務総括責任者もしくは運営業務総括責任者が行うことを想定されているのでしょうか。また、退去命令の判断基準は事前にお示しいただけますでしょうか。	維持管理業務総括責任者もしくは運営業務総括責任者が行うことを想定しています。退去判断の基準は事前に示す予定です。
312	要求水準書	70	第6	2	(2)	イ	(ア)	パンフレット等	パンフレット等の印刷物の作成・配布とありますが、貴市で想定されている必要部数(常時、月単位)をご教示ください。	部数は事業者の提案に委ねるものとしませんが、詳細は事業者と協議のうえ決定します。
313	要求水準書	71	第6	2	(2)	イ	(イ)	予約システム	川西市公共施設予約システムにて、本施設の予約を行う施設についてご教示ください。	ありません。
314	要求水準書	71	第6	2	(2)	イ	(イ)	予約システム	「事業者が構築する予約システム」との記載がありますが、貴市の公共施設予約システム以外に本施設独自の予約システムを構築し、併用するとのことでしょうか。	「川西市公共施設予約システム」とは別に事業者が予約システムを構築してください。川西市公共施設予約システムとの併用は行わない予定です。
315	要求水準書	71	第6	2	(2)	イ	(イ)	予約システム	事業者が構築する予約システムは川西市公共予約システムとは独立した別のシステムという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
316	要求水準書	71	第6	2	(2)	イ	(イ)	予約システム	事業者が構築する予約システムはいつまでに構築し、運用できればよろしいでしょうか。また、費用についてはサービス購入料Aとして貴市から一括で支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	運営開始前までに構築してください。費用は、サービス購入費Bとして支払う予定です。
317	要求水準書	71	第6	2	(2)	イ	(イ)	予約システム	本施設の施設予約で「川西市公共施設予約システム」を利用することは可能でしょうか。その場合、事業者が別途予約システムを構築する必要はありますか。	「川西市公共施設予約システム」の利用はできません。当該システムとは別に事業者が予約システムを構築してください。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
318	要求水準書	71	第6	2	(2)	ウ	貸館業務	ホワイエ、エントランスホールは単独で貸館の対象になりますでしょうか。その場合、予約受付ルールをご教示ください。	貸館の対象にはなりません。
319	要求水準書	71	第6	2	(2)	ウ	(1) e施設申込状況の公開	事業者が独自に構築したシステムで予約を受付けた場合、当該独自システム上にて申込状況が公開されていればよく、川西市公共予約システム上で公開されている事を必須としないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、川西市公共予約システムからのリンクは必要となります。
320	要求水準書	72	第6	2	(2)	ウ	(1) c. 施設貸出時等の人員配置 (d)	舞台機構、音響設備、照明設備の操作に係る技術者を各1名以上配置、とありますが、利用者打合せ及び、普段からの問い合わせ等、利用者サービスの観点から、それぞれのパートを（舞台1・音響1・照明1）以上ずつ常駐ということでしょうか。それとも、ホールの利用があるときのみ3名（舞台1・音響1・照明1）以上勤務させ、ホール利用の無いときは常駐は1名（舞台・音響・照明の代表）との解釈でよろしいでしょうか。	ホールの利用があるときのみ3名（舞台1名・音響1名・照明1名）以上勤務させ、ホール利用の無いときは、舞台設備に関する問い合わせ・利用相談にも対応可能な技術者を1名配置してください。
321	要求水準書	72	第6	2	(3)	イ	(7) エネルギーマネジメント設備設置	「諸室ごとのエネルギー使用量データの収集」とありますが、計量設備については要求水準書P38に記載があります。計量する箇所は要求水準書P38に基づき、その他、計量が必要と思われる箇所については事業者提案として宜しいでしょうか。	構いません。
322	要求水準書	72	第6	2	(3)	イ	(7) 設備設置	公共施設の諸室ごとのエネルギー使用量データの収集とありますが、具体的に公共施設の諸室ごととはどのような意味でしょうか。すべての部屋にメーターを付ける必要があるわけではないとの理解でよろしいでしょうか。	No.321の回答をご確認ください。
323	要求水準書	72	第6	2	(2)	ウ	(1) 施設使用料の徴収代行	徴収した使用料を貴市に納付する場合、具体的にどのような方法で、どの程度の頻度で納付すればよろしいのでしょうか。	詳細な納付の方法は、開業準備前までに事業者へ通知します。
324	要求水準書	72	第6	2	(2)	ウ	(1) 施設使用料の徴収代行	窓口で現金にて利用料を支払う以外の支払（振込・振替等）が発生した場合の使用料金管理は貴市が行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
325	要求水準書	73	第6	2	(3)	イ	(1) エネルギー使用量データ収集・分析	「室別でエネルギー使用量状況を整理すること。」とありますが、計量設備については要求水準書P38に記載があります。計量する箇所は要求水準書P38に基づき、その他、計量が必要と思われる箇所については事業者提案として宜しいでしょうか。	No.321の回答をご確認ください。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
326	要求水準書	73	第6	2	(4)	ア		エリアマネジメント業務として、ホールを使用して事業をする際、ホール利用料や附属設備利用料は、支払い義務がありますか。	ありません。
327	要求水準書	73	第6	2	(4)	ア		エリアマネジメント業務として、せせらぎ遊歩道や中央公園等で催事をする際、ホール附属設備備品の持ち出しは可能でしょうか。	せせらぎ遊歩道や中央公園等の施設管理者が許可した場合は可能とします。
328	要求水準書	73	第6	2	(4)	イ	(ア) 共通事項	事業地内の屋外でにぎわい創出を目的とする催し物を実施すると、大なり小なり音が発生するため、静謐さが求められる弓道場の性格と相いれない状況となることが想定されます。催し物を検討する際には、催し物開催日と弓道場利用日を共有し、調整するとともに連携方法についても相談させていただくという理解でよろしいでしょうか。あるいは、鳴り物禁止などの決まりがあるのでしょうか。併せて、弓道場の年間利用状況（曜日・時間含む）についてご教示いただけないでしょうか。	弓道場利用への配慮については、市と事業者との協議によります。 (弓道場の年間利用状況) 利用日：月曜日～日曜日の午前9時～午後8時 利用人数：月平均384人（平成25年度実績）
329	要求水準書	74	第6	2	(4)	オ	まちづくりへの取組み	キセラ川西の関係団体とは、具体的にどのような団体を想定しているのでしょうか。また、まちづくりに関する協議会の設立状況（予定）、会議内容等の想定があればご教示ください。	現段階では未定です。
330	要求水準書	75	第7	1			附帯施設	附帯施設については必ず恒久的な施設を配置しなければならないのでしょうか。移動販売形態等の移動が可能なものでもよろしいでしょうか。	移動販売のみの設置は不可です。
331	要求水準書	75	第7	1			附帯施設について	附帯施設は自動販売機コーナー等の設置するなど、無人の施設でもよろしいでしょうか。	有人の施設としてください。
332	要求水準書	75	第7	1	(2)	ア	(ア) 基本的事項	市が公共施設の一部を定期建物賃貸借契約により事業者に対して貸付けとありますが、附帯施設部分の内装工事は事業費に含まないと考えてよろしいでしょうか。工事区分等がございましたら、ご教示ください。	内装工事、設備二次側整備、備品設置は本事業には含まれません。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
333	要求水準書	75	第7	1	(2)	ア (7)	基本的事項	算定式にある「附帯施設が入居する部分の施設整備費」とは、外構工事費を除いた、福祉・保健・公民館施設または文化関連施設の施設整備費と考えてよろしいでしょうか。その場合「建築面積」「延床面積」は各施設の該当面積としてよろしいでしょうか。	施設整備費は、事業契約書別紙10サービス購入費の支払方法について 1/(1)市が事業者を支払うサービス対価の内訳に示した「施設整備業務に係る費用」のうち、「基本設計・実施設計業務」、「整地業務」、「建設業務(外構工事費は除く)」、「工事監理業務」にかかる費用を対象としてください。 「建築面積」「延床面積」は附帯施設が入居する施設における各当該面積としてください。 No.332の回答もあわせてご確認ください。
334	要求水準書	75	第7	1	(2)	ア (7)	基本的事項	建物使用料(円/年) = 附帯施設が入居する部分の施設整備費 × 70/1000 とありますが「施設整備費」について、附帯施設が文化関連施設等と複合施設に含まれる場合、当該建築費を建物全体の延床面積で割り算出された単価との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 施設整備費の考え方については、No.332・333の回答をご確認ください。
335	要求水準書	75	第7	1	(2)	ア (7)	基本的事項	建物使用料(円/年) = 附帯施設が入居する部分の施設整備費 × 70/1000 とありますが「施設整備費」について、建築費を延床面積で割り算出された単価との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 施設整備費の考え方について、あわせてNo.332・333の回答をご確認ください。
336	要求水準書	75	第7	1	(2)	ア (7)	基本的事項	定期建物賃貸借契約に記載されている施設整備費とは附帯施設が利用する部分のみの費用とのごとでよろしいでしょうか？例えば100㎡なら100㎡分のみのごとでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 施設整備費の考え方について、あわせてNo.332・333の回答をご確認ください。
337	要求水準書	75	第7	1	(2)	ア (7)	基本的事項	定期建物賃貸借契約における使用料の計算のうち、「附帯施設が入居する部分の施設整備費」の算出方法はどの様に算出したらよろしいでしょうか。単純に面積按分で算出すると割高になると思われます。	No.332・333の回答をご確認ください。
338	要求水準書	75	第7	1	(2)	ア (7)	基本的事項	定期借地または定期借家契約を締結する「事業者」とは、「借受人」となる「本事業を実施する事業者(SPC)」、「附帯施設整備運営業務を行う者」あるいは「土地(建物)を借地(借家)して、(市の事前承諾を得た上で)附帯施設運営者に転貸する者」との理解でよろしいでしょうか。	本事業を実施する事業者となります。
339	要求水準書	75	第7	1	(2)	ア (7)	基本的事項	附帯施設を定期借家でを行う場合、建物使用料で対象となるのは、運営事業者が専有して使用する箇所(食堂・喫茶であれば厨房・従業員控室等)のみであり、施設利用者が使用する箇所(食堂・喫茶であればホール部分等)は含まれないと考えてよろしいでしょうか。仮に使用料の範囲に含まれるとした場合、専ら附帯施設として利用されるのではなく、例えば施設利用者が自由に使用できる共用スペースとして利用されることがあれば、使用料等の軽減を検討していただけるでしょうか。	事業者が専有する部分が借家対象となります。 ただし、にぎわい空間の創出と判断出来る場合は減免します。また、飲食店のホール等の附帯施設利用者が使用する部分については、附帯施設利用者以外の来館者も自由に使用できる場合は、借家対象外となります。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
340	要求水準書	75	第7	1	(2)	ア	(7)	基本的事項	事業者定期借地権設定による土地使用料で運営を行う場合ですが、オープンスペースとして開放する部分については費用として発生せず、あくまでも附帯施設となるハード部分にかかる土地使用料を負担するとの考えでよろしいでしょうか。	事業者が専有する部分が借地の対象となります。ただし、にぎわい空間の創出と判断出来る場合は減免します。また、オープンスペースは、附帯施設利用者以外の来館者も自由に使用できる場合は、借地対象外となります。
341	要求水準書	75	第7	1	(2)	ア	(7)	基本的事項	定期建物賃貸借契約により附帯事業を実施する場合、附帯施設が入居する部分の施設整備費と入札価格の関係はどうなりますでしょうか。 (入札対象外の金額となるのでしょうか。)	内装工事、設備二次側整備、備品設置に係る費用を除いた施設整備費（詳細な内訳はNo.333をご確認ください）が入札対象となります。
342	要求水準書	75	第7	1	(2)	ア	(7)	a 事業用定期借地権設定	事業者定期借地権設定による土地使用料で運営を行う場合の支払う使用料ですが、 例えば事業者提案が200㎡の場合 $123,000円 \times 40 \div 1000 \times 200㎡ = 984,000円/年$ が年払いとして貴市に支払うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
343	要求水準書	75	第7	1	(2)	ア	(7)	a 事業用定期借地権設定	「土地の価額」の計算方法・算出方法をご教示ください。	No.342の回答をご確認ください。
344	要求水準書	75	第7	1	(2)	ア	(7)	a 事業用定期借地権設定	施設以外の車路やオープンカフェ部分について、土地使用料の算定に含まれるのでしょうか。	附帯施設利用者のみが占有して使用し、附帯施設利用者以外の来館者は自由に利用できない場合については、算定の対象となります。ただし、にぎわい空間の創出と判断出来る場合は減免します。
345	要求水準書	75	第7	1	(2)	ア	(7)	b 定期建物賃貸借契約	定期建物賃貸借契約に記載されている建築面積とは、入居する施設が文化関連施設であればその施設分のみを対象にすることでしょうか。	ご理解のとおりです。
346	要求水準書	75	第7	1	(2)	ア	(7)	b 定期建物賃貸借契約	建物賃借料の算定における施設整備費は、事業契約書別紙10に示す施設整備費を意味し、割賦支払に必要な金利も含むものという理解でよろしいでしょうか。	割賦金利は含まれません。 施設整備費の考え方について、あわせてNo.332・333の回答をご確認ください。
347	要求水準書	75	第7	1	(2)	ア	(7)	b 定期建物賃貸借契約	「附帯施設が入居する部分の施設整備費」の算定方法をご教授ください。	No.332・333の回答をご確認ください。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
348	要求水準書	75	第7	1	(2)	ア (1)		本事業地内における附帯施設の規模並びに配置は事業者の自由提案とする。ただし、(イ)前項のaの方法により事業を実施する場合は、当該用地内には附帯施設のみ整備し、来客用・荷捌用等の駐車場は設けてはならないものとする とありますが、事業地西側及び公共施設北側平面駐車場を利用する事は可能でしょうか。	可能です。
349	要求水準書	75	第7	1	(2)	ア (1)		附帯施設の利用者は本施設利用者と同様に、本事業として整備する駐車場(事業地西側平面駐車場、公共施設北側駐車場)を使用し、事業者提案である利用者向けカード・無料券等の対応を行うとの理解でよろしいでしょうか。	利用者向けカード・無料券等の対応は行いません。
350	要求水準書 別添資料1,2						事業地位置図 事業地現況図	キセラ川西の将来計画、土地利用計画(時に豊川橋山手線を挟んだ北側の計画)についてのご開示をお願いします。	No.1の回答をご確認ください。
351	要求水準書 別添資料2						事業地現況図	敷地測量図、土地区画整理図等の計画敷地が正確に分かる資料が公表されていませんが、現在公表されている以上の資料は開示されないのでしょうか。	70の回答をご確認ください。
352	要求水準書 別添資料2						事業地現況図	本件敷地には民間からの借地部分があると思いますが、当該借地分を明示頂けないでしょうか。	70の回答をご確認ください。
353	要求水準書 別添資料2						事業地現況図	本件敷地には民間からの借地部分があると思いますが、民間所有者との間で、事業期間中に借地として使用できることは担保されているのでしょうか。	平成28年度中に借地契約を結びます。
354	要求水準書 別添資料2						事業地現況図	敷地座標が入力されたCADデータをご提供いただけないでしょうか。	3月6日を目処に市のホームページにおいて公表します。なお、このデータは整地後の確定測量図と若干の誤差が出る可能性があります。
355	要求水準書 別添資料2						事業地現況図	西側駐車場用地の東側部分に欠き込まれている敷地にはどのような施設等が計画されているのでしょうか。	戸建住宅が建っています。
356	要求水準書 別添資料2						事業地現況図	各ポイントの座標等をご提示いただけないでしょうか。	No.354の回答をご確認ください。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
357	要求水準書 別添資料2						事業地現況図	区画整理計画における道路レベルやせせらぎ遊歩道の地盤レベル等についてご教示ください。もしくは詳細計画図があればご提示ください。	70の回答をご確認ください。
358	要求水準書 別添資料5						弓道場図面	車両が寄りつく場所は弓道場玄関付近としてよろしいでしょうか。	94の回答をご確認ください。
359	要求水準書 別添資料6						諸室リスト	予定室面積増減の許容範囲は、±10%程度と考えて宜しいでしょうか。	±10%程度とお考えください。
360	要求水準書 別添資料6						諸室リスト	要求水準書 別添資料6の諸室リストにおいて使用人数が記載されていない部分について、職員数、来場者数をご教示ください。	使用人数が記載されていない室については、予定室面積をもとにご検討ください。
361	要求水準書 別添資料6	1					諸室リスト	相談室(3室)、更衣室、厨房、倉庫、印刷室等に内装等でカーテン/ブラインドに が付してありますが、窓を設けない場合はカーテン/ブラインドを設置しなくても宜しいでしょうか。	窓を設けない場合はカーテン/ブラインドの設置は不要です。
362	要求水準書 別添資料6	2					諸室リスト	欄外に「 の仕様については提案による」とありますが、これは設置・非設置を含めて提案(例えば窓を設けない)と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
363	要求水準書 別添資料6	5					諸室リスト	福祉・保健・公民館施設4階兵庫県川西こども家庭センターの特記事項に記載の赤外線センサーを設置する目的をご教示ください。	時間外・休日に不審者が侵入するのを防ぐために設置します。
364	要求水準書 別添資料6	7					諸室リスト	文化関連施設の事務室の給排水は必ずしも設けなくても宜しいでしょうか。	設置してください。
365	要求水準書 別添資料6						諸室リスト	諸室リストにおいて、カーテン、ブラインドは本体工事範囲と考えてよろしいでしょうか。	本体工事範囲となります。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答	
366	要求水準書 別添資料6						諸室リスト	諸室リスにおいて、特記事項中、「～設置すること」と記載がある場合には、指示されている物は本工事範囲とし、「～設置できる仕様とすること」と記載がある場合には、指示されている物は別途工事と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
367	要求水準書 別添資料6						諸室リスト	諸室リストにおいて、予防歯科センター、訪問歯科センター、歯科医師会事務局、ふれあい歯科診療所の内装等欄の窓について、印が入っていますが、他のリストに合わせて、印部はカーテン/ブラインドのどちらかが入ると考えてよろしいでしょうか。	「窓」は「カーテン/ブラインド」と読み替えてください。	
368	要求水準書 別添資料6						諸室リスト むぎのめ作業所	買い物客用出入口の設置位置は厨房としてよろしいでしょうか。	厨房に設置してください。	
369	要求水準書 別添資料6						諸室リスト 予防歯科センター	予防歯科センターの厨房について、要求面積もしくは使用人数をご教示ください。	「かむかむキッチン」が厨房となります。該当欄をご確認ください。なお、通常は平均3～4名で作業を行っています。	
370	要求水準書 別添資料6						諸室リスト 訪問歯科センター	訪問歯科センターの打合せ室について、要求面積もしくは使用人数をご教示ください。	使用人数は6名前後を想定しており、可動間仕切りにより応接室と合わせた場合、20人前後が使用出来ることを想定しています。	
371	要求水準書 別添資料6						諸室リスト 兵庫県川西子ども家庭センター	兵庫県川西子ども家庭センターのエントランスホールについて、要求面積もしくは使用人数をご教示ください。	待合室と兼ねて15㎡程度です。使用人数は4～6名程度を想定しています。	
372	落札者決定基準	5	第4	2	(4)	イ	5	要求水準書参照先の確認	「自主事業（自主事業（要求水準書第6, 2, (2), エ, (ア)）」「芸術文化・鑑賞事業（要求水準書第6, 2, (2), エ, (イ)）」とありますが、各事業の参照先は「第6, 1, (8)」の「イ」と「ウ」の誤りではないでしょうか。	第6/1/(8)のイ・ウの誤りです。修正いたします。
373	落札者決定基準	6	第4	2	(4)	ウ		点数化方法	評価内容のランク付け(A～D)の方法は、選定委員の合議で決められるのでしょうか。また、絶対評価と相対評価のどちらが基準となるのでしょうか。	評価は個別採点で行います。また、絶対評価を基準とします。
374	基本協定書（案）	3		第4条	(6)			事業予定者の設立	株券不発行でもよろしいでしょうか。	構いません。ただし、定款で株券発行を定めた場合は、発行してください。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
375	基本協定書(案)	3		第6条			業務の委託又は請負	附帯施設整備運営業務を構成員、協力企業から委託する場合は、本条文から該当部分を除いてよろしいでしょうか。	原案どおりとし、附帯施設整備運営企業が下請けとなる場合は、元請企業の企業名を記載してください。
376	基本協定書(案)	4		第6条			事業契約 (本施設の設計)	施設使用者との設計検討会において、設計変更を求められ、事業費が増加する場合、市の責に帰すべき事由として、当該増加費用を市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	市の責に帰すべき事由の場合は市が負担します。
377	基本協定書(案)	5		第8条	(5)		事業期間中のその他の義務	資本金の額の減少を行わないこととありますが、事業継続に支障がない場合にはお認めいただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
378	事業契約書(案)							借家権設定契約の締結日はどのタイミングを想定されていますか(事業契約締結日に近い日、設計(面積等)が固まった段階、竣工日前後、引渡しの間際など)。	引渡日に締結することを想定しています。
379	事業契約書(案)	1	-	-			前文	「川西市(以下「市」という。)と【事業者名】(以下「事業者」という。)は、 」とありますので、事業用定期借地権設定契約書は、市とSPCとの間で締結するとの理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
380	事業契約書(案)	3	第3		第11条	3	本施設の設計	基本設計完了時に「市は、設計内容を確認し、その結果を事業者へ通知する。」とありますが、確認通知の書面を発行していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
381	事業契約書(案)	3	第3		第11条	4	本施設の設計	実施設計完了時に「市は、設計内容を確認し、その結果を事業者へ通知する。」とありますが、確認通知の書面を発行していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
382	事業契約書(案)	4	第3		第12条		設計図書の変更	「事業者の提案の範囲を逸脱しない限度」には、入札した費用の範囲も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	契約金額の変更が生じない範囲とします。
383	事業契約書(案)	6	第4	1	第17条	3	本施設の建設	事業契約第17条第3項では事業者及び工事請負人が付すべき保険について、「施設整備期間中及び開業準備期間中」とありますが、別紙4では「施設整備期間中」となっています。施設は開業準備期間前に市へ引き渡しますので、別紙4の記載が正しいことをご確認下さい。	別紙4の表現に統一します。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
384	事業契約書(案)	6	第4	1	第17条	4	市の責めに帰すべき事由による変更	市の帰すべき事由により変更に伴う増加費用及び損害は合理的と認められる範囲で市が負担するとありますが、増加費用には事業者が調達する資金に関する金融費用並びに弁護士等の費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	合理的な範囲において市が負担します。
385	事業契約書(案)	8	第4	1	第21条		工事現場の管理	密接不可分な隣接地における現場管理、労務管理安全管理及び警備とありますが密接不可分な隣接地とは具体的にはどこを示すのでしょうか。計画地に隣接する総合体育館、弓道場、消防署等は管理が異なるため現場管理、労務管理などは困難かと思われます。	具体的な想定はありません。事業者の設計・施工のけいかくによります。
386	事業契約書(案)	8	第4	1	第22条		建設に伴う各種調査	「土壌汚染に関する調査」は既に市が実施したため、調査は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
387	事業契約書(案)	9	第4	1	第22条	3	建設に伴う各種調査	本件土地の地質障害、地中障害物等には、埋蔵文化財が含まれる理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
388	事業契約書(案)	8	第4	1	第22条	11	土壌汚染調査	実施方針QAのNo.70、91～93で、土壌汚染対策の要否は入札公告時に示しますとありますが、土壌汚染調査は事前に行っていないのでしょうか。事前に行っている場合、開示して頂けないでしょうか。	205の回答をご確認ください。
389	事業契約書(案)	8	第4	1	第22条	11	土壌汚染調査	土壌汚染調査が事前に行われていて汚染が有る場合、土壌改良費用は市負担かと思いますが、本件PFIの施設整備費に含まれるのでしょうか。又は市から別途の支払でしょうか。	205の回答をご確認ください。
390	事業契約書(案)	10	第4	1	第24条	5	近隣対策	事業者が負担する場合は、合理的な要求への対策についてのみであり、合理的範囲を超えるものに関しては、同条2項と同様と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
391	事業契約書(案)	10	第4	1	第24条	5	本施設の建設に伴う近隣対策	合理的に要求される範囲を超えて近隣対策が必要となり、工期の遅延等が生じ事業費が増加した場合、当該増加費用は市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	事業者と市で協議し決定します。
392	事業契約書(案)	10	第4	1	第24条	5	本施設の建設に伴う近隣対策	「なお、・・・附帯事業の実施ならびに附帯施設の設置・維持管理・運営に対する住民反対運動・訴訟等に対する対応は事業者が行う。」とありますが、附帯事業は市の要求であり要求に従い事業者が実施するものであるため、反対運動などに対しては市が責任を負うべきではないでしょうか。	原案のとおりとします。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
393	事業契約書(案)	10	第4	2	第25条	2	開業準備業務	本件引渡日の90日前までに開業準備計画書を作成とありますが、予約の受付などは本件施設の引き渡し後に実施することを想定していると理解すればよろしいでしょうか。	予約の受付時期は事業者の提案をもとに市と協議のうえ決定します。 要求水準書第4/1/(2)/工 開館前の使用申込受付をご確認ください。
394	事業契約書(案)	12	第4	6	第30条		保険証書	保険証書の発行は保険会社の都合により契約締結後すぐに発行されないため、まず保険会社より発行される付保証明書の提出を行い、保険証書が発行された後、速やかに貴市に提出すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
395	事業契約書(案)	12	第4	6	第30条	4	保険証券	保険証券の原本証明付き写しを提出することとされていますが、保険証券の作成には通常1ヶ月以上の期間を要しますので、第17条第3項と同様に市が認める代替物の提出でも可能としていただけないでしょうか。	市が認める代替物でも構いません。
396	事業契約書(案)	13	第4	6	第34条	2	瑕疵担保期間	瑕疵担保期間について、「その瑕疵が事業者の故意若しくは重大な過失により生じた場合、・・・る構造耐力上主要な部分若しくは雨水の浸入を防止する部分について生じた場合」には本件引き渡しから10年間とありますが、これに該当しない瑕疵担保期間は2年間との理解で宜しいでしょうか。	1年間です。
397	事業契約書(案)	14	第4	6	第36条		工期変更に伴う費用負担	貴市の責めに帰すべき事由により本施設の引渡しが遅延し、かつ閉館が遅延した場合、事業期間の終期も遅延した分だけ後倒しになるという理解でよろしいでしょうか。	事業終了日は変更しません。
398	事業契約書(案)	14	第4	4	第36条	2	工期変更に伴う費用負担	‘施設整備費に、年2.9%の割合で計算した遅延損害金を支払う’とありますが、施設整備には割賦金利は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
399	事業契約書(案)	14	第4	6	第37条		指定管理者としての指定	指定管理者の指定期間は、平成30年2月1日から平成50年3月末日までの20年2ヶ月との理解でよろしいでしょうか。	平成30年4月1日から平成50年3月31日までです。
400	事業契約書(案)	14	第4	6	第37条		指定管理者としての指定	事業年度ごとに締結する年度別協定書とは、指定管理協定書とは別の協定書であり、万一、協議が長引く等により年度別協定書の締結が遅延した場合でも、指定管理者の指定の取消しはないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
401	事業契約書(案)	14	第4	6	第37条		指定管理者としての指定	事業年度ごとに締結する年度別協定書とは、どのような内容を想定しているのでしょうか。	維持管理業務及び運営業務の業務計画書に準じた内容とすることを想定していますが、記載項目等の詳細は事業者との協議により決定する予定です。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
402	事業契約書(案)	14	第4	6	第37条		指定管理者としての指定	年度協定書(案)があればご開示ください。	No.401の回答をご確認ください。
403	事業契約書(案)	14	第4	6	第37条		指定管理者としての指定	市及び事業者は事業年度ごとに締結する年度別協定書とはどのような協定でしょうか。締結内容について入札公告以外の条件などはどのような取り扱いになるのでしょうか。	No.401の回答をご確認ください。
404	事業契約書(案)	14	第4	6	第37条		指定管理者としての指定	「事業年度ごとに年度協定書を締結する。」とありますが、サービス購入費の記載がされていると想定していますが、印紙については必要がないとの理解でよろしいでしょうか。	必要です。
405	事業契約書(案)	14	第5	1	第37条	1	指定管理者としての指定	指定管理者としての指定の条件が「本施設の引渡しを受けたこと」とありますが、施設引渡し後の平成30年3月貴市議会にて指定いただける予定との認識でよろしいでしょうか。	引渡しまでに市議会の議決を経て指定します。
406	事業契約書(案)	15	第5	1	第40条	3	本件備品等の調達	リース方式による調達については、入札時点での提案も可能でしょうか。	可能です。
407	事業契約書(案)	15	第5	1	第40条	40	本件備品等の調達	市が事前に指定した備品とは要求水準書別添資料10に示される調達備品リストとの理解で宜しいですか。	ご理解のとおりです。
408	事業契約書(案)	16	第5	2	第43条		維持管理業務に係る第三者の使用	「維持管理業務の全部又は主たる部分を～請け負わせてはならない」とありますが、「主たる部分」についての定義、内容についてご教示ください。	当該業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等を想定しています。
409	事業契約書(案)	17	第5	2	第45条		本件備品等の保守管理業務	事業者が適切に保守管理をしたにもかかわらず、経年劣化や陳腐化によって備品の更新が必要となった場合は、貴市の負担で更新いただけると理解してよろしいでしょうか。	内容に応じて個別に判断する予定です。
410	事業契約書(案)	17	第5	2	第46条		本施設の修繕	「本事業の事業期間中に大規模修繕を行う必要が生じないように維持管理業務を実施する」とありますが、事業者が予測できない施設の劣化・損傷、かつ事業者が適切に保守・修繕を行って、帰責が無いにもかかわらず、大規模修繕を行う必要が生じた場合は、貴市と協議の上、市が行う大規模修繕の実施時期を早めていただけないでしょうか。	内容に応じて個別に判断する予定です。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
411	事業契約書(案)	19	第5	2	第51条		運営業務に係る第三者の使用	「運営業務の全部又は主たる部分を～請け負わせてはならない」とありますが、「主たる部分」についての定義、内容についてご教示ください。	No.408の回答をご確認ください。
412	事業契約書(案)	19、20	第5	2	第52条、54条	6	運営業務、収入等	要求水準書P.67の独立採算の「自主事業」は、本施設を無償で専有及び使用できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
413	事業契約書(案)	21	第6		第57条		開業準備費の支払い	開業準備費を割賦支払施設整備業務費相当としたのはいかなる理由からでしょうか。業務内容からも維持管理運営業務の対価としてサービス対価C・Dとして支払いいただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
414	事業契約書(案)	21	第6		第59条		維持管理・運営費の支払	サービス購入費Eの位置づけを明記ください。	SPC管理運営費です。 詳細は別紙10をご確認ください。
415	事業契約書(案)	22	第7		第62条		附帯事業	附帯施設部分は、市からPFI事業者（SPC）が借りることにしています。 契約の当事者を事業者（SPC）ではなく、市からコンソーシアムのメンバー（維持管理業者等）、又はテナントが直接借りることはできませんか。 実施方針（P21）の第4.4.（2）では、『附帯施設運営リスクはPFI事業から切り離す』とありますが、市からSPCが借りる形式になりますと、附帯施設のリスクはPFI事業から切り離せなくなります。	契約者はSPCとしてください。
416	事業契約書(案)	22	第7		第62条	3	附帯事業	‘第45条第2項、同第3項’とありますが、これは除外されるとの理解でよろしいでしょうか	第45条2項、3項は削除し、それに代えて、第46条2項、3項、4項を追加します。また、第52条5項も追加します。
417	事業契約書(案)	22	第7		第62条	3	附帯事業	本項で引用されている第45条第3項は、事業契約書（案）に該当がありません。第45条は第46条の誤りでしょうか。	No.416の回答をご確認ください。
418	事業契約書(案)	23	第7		第63条		附帯事業に係る収入	‘事業者は・・・自らの収入とすることができる’とありますが、これはSPCの収入との理解でよろしいでしょうか	SPCでも附帯施設運営企業でも構いません。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
419	事業契約書(案)	23	第7		第63条		附帯事業に係る収入	‘附帯施設の利用者等から・・・利用料金を徴収し、自らの収入とすることができる。’とありますが、利用料金の設定は、市の許可を必要とせず事業者が何時でも自由に設定できるとの理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
420	事業契約書(案)	25	第8	3	第67条	1	附帯事業	事業者の債務不履行により、指定管理者の指定が取消される事由の中には、附帯事業の不履行によるものは、含まれていないとの理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。 第67条第1項第2号中の「本事業」は「本事業（附帯事業は除く）」と読み替えてください。
421	事業契約書(案)	26	第8	3	第68条	1		第68条1に記載の「重要な義務」とは具体的にはどのような業務を想定されていますか。	個別に判断する予定です。
422	事業契約書(案)	29	第9		第75条	2 (3)	事業者による事実の表明・保証及び誓約	‘事業者は、災害時における地域貢献に関し、別途、市との間で協定書等を締結すること。’とありますが、どのような協定を想定されておりますでしょうかご教示願います	災害時応援協定等の締結を想定しています。
423	事業契約書(案)	29	第9		第75条	2 (3)	地域貢献に関する協定書	事業者は、災害時における地域貢献に関し、貴市との間で協定書等を締結するとありますが、具体的にどのような内容のものか開示いただけますでしょうか。	No.422の回答をご確認ください。
424	事業契約書(案)	30	第10		第76条		契約保証金	契約保証金を納付する場合、履行保証保険を付保する場合の記載がそれぞれありますが、 施設整備期間については履行保証保険を付保し、維持管理運営期間については契約保証金を納付するという形態は選択可能でしょうか。 可能とした場合、当該履行保証保険の保険金額は施設整備費相当額の100分の10以上、当該契約保証金の納付額は維持管理費相当額及び運営業務費相当額の100分の10以上という理解でよろしいでしょうか。 当該履行保証保険について、事業者を被保険者とする契約とした場合、保険金請求権に設定する質権の被担保債権は第65条第2項の違約金支払請求権になるという理解でよろしいでしょうか。	可能です。 ご理解のとおりです。 ご理解のとおりです。
425	事業契約書(案)	30	第10		第76条		契約保証金	契約保証金の納付および履行保証保険契約は事業者が納付、契約を締結するとありますが、これを工事請負人などの業務受託者が実施することは可能でしょうか。	可能ですが、履行保証保険については、保険金請求権上に、本事業に関連する市の事業者に対する違約金支払請求権を被担保債権として、市を第一順位とする質権を事業者の費用負担により設定してください。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
426	事業契約書(案)	30	第10		第76条	1	(1)	契約保証金	‘事業者は、本施設の施設整備期間中の契約保証金として第1号の金額を本事業契約締結後速やかに納付し、維持管理・運用期間中の契約保証金として第2号の金額を本引渡日までに納付する。’とありますが、第1号の金額は本引渡日後速やかに返納されるとの理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
427	事業契約書(案)	30	第10		第76条	2		契約保証金	‘前項の契約保証金は、前項の(1)に定める金額を保証金額として、・・・履行保証保険契約を締結させた場合に、これを免除する。’とありますが、当該保険契約の期間は、事業契約締結日から本件引渡し日までとの理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
428	事業契約書(案)	30	第10		第76条	3		契約保証金	‘事業者は、前項に基づく履行保証契約について、複数の保険を付保することができる。’とありますが、第76条1項(1)の施設整備費相当額を履行保証保険契約、同(2)の維持管理及び運営費の一年分の相当する金額を契約保証金の納付、あるいはこの逆とすることは、可能でしょうか	可能です。
429	事業契約書(案)	30	第10		第76条	1	(1)	契約保証金	契約保証金の計算の基礎数字となる施設整備費相当額(割賦金利を除く。)とは、別紙10の1-(1)サービス対価の内訳にある「施設整備業務にかかる費用」で計算される金額と理解してよろしいですか。確認させてください。	ご理解のとおりです。
430	事業契約書(案)	30	第10		第76条	1	(2)	契約保証金	契約保証金の計算の基礎数字となる維持管理費及び運営費の一年分に相当する金額とは、別紙10の1-(1)サービス対価の内訳にある「維持管理業務にかかる費用」と「運営業務にかかる費用」の合計値として計算される金額の一年分と理解してよろしいですか。確認させてください。	ご理解のとおりです。
431	事業契約書(案)	30	第10		第76条	1	(2)	契約保証金	維持管理費及び運営費の年間分に相当する金額とは、サービス購入費C及びDと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
432	事業契約書(案)	30	第10		第76条	1	(2)	契約保証金	維持管理費及び運営費の年間分に相当する金額には、施設の維持管理に関わる修繕業務及び舞台装置大規模修繕・更新業務の費用は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
433	事業契約書(案)	30	第10		第76条	2	履行保証保険	第1項(1)に定める金額(施設整備費の見合い/引渡し前)を保証金額として履行保証保険契約を締結した場合は契約保証金を免除すると記載がありますが、第1項(2)に定める金額(維持管理費見合い/引渡し後)については、同額を保証金額として履行保証保険契約を締結した場合は契約保証金を免除する、という文言が明記されていません。 第67条第3項や本条のなお書き以下を読みますと、維持管理費見合いの履行保証保険を締結したら契約保証金は免除されることが前提になっていますが、免除されるのでしょうか。 また、免除されるのであれば、その旨を追記した方が良いかと思えます。	「前項の契約保証金は、施設整備期間は前項の(1)に定める金額を保証金額として」から「前項の契約保証金は、施設整備期間においては前項の(1)に定める金額を、維持管理・運営期間においては前項の(2)に定める金額を保証金額として」に修正します。
434	事業契約書(案)	30	第10		第76条	2	契約保証金	第67条第3項に基づく違約金支払請求権を被担保債権として貴市が質権を設定する場合には、本条第1項(2)の契約保証金を免除いただく理解でよろしいでしょうか。	No.433の回答をご確認ください。
435	事業契約書(案)	30	第10		第76条	3	契約保証金	本事業契約締結日とは議会承認を受けて効力を発生した日という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
436	事業契約書(案)	30	第10		第76条	5	契約保証金	第5項には「契約保証金の全部または一部の納入を免除することができる」として、「(2)事業者が過去2年間に、国又は地方公共団体と…契約を数回以上にわたって締結し、…認められるとき。」とありますが、例えば維持管理業務の参加資格要件にある「5,000㎡以上の庁舎に関する1年以上の実績」及び「500席以上のホールもしくは劇場に関する1年以上の実績」のいずれかの実績を過去2年間に有していれば、契約保証金が免除されると理解してよろしいでしょうか。	No.46の回答をご確認ください。
437	事業契約書(案)	30	第10		第76条	5	契約保証金	第5項には「契約保証金の全部または一部の納入を免除することができる」として、「(2)事業者が過去2年間に、国又は地方公共団体と…契約を数回以上にわたって締結し、…認められるとき。」とありますが、例えば入札参加申請書類で様式16等で実績を有していれば、第5項に該当することはできませんでしょうか。	No.44の回答をご確認ください。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
438	事業契約書(案)	30	第10		第76条	5	契約保証金	第5項には「契約保証金の全部または一部の納入を免除することができる」として、「(2)事業者が過去2年間に、国又は地方公共団体と…契約を数回以上にわたって締結し、…認められるとき。」とありますが、例えば維持・運営開始当初に過去2年以内に実績がなくても、PFI事業として2年間継続して業務を行えば、実績があるとして契約保証金が免除されると考えてよろしいでしょうか。	本事業の履行は適用できません。免除はされません。
439	事業契約書(案)	30	第10		第76条	5	契約保証金の免除	「事業者が過去2年間に、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。市は契約保証金の全部または一部の納入を免除することができる。」とあります。弊社が運営している同規模施設の行政において、過去2年間の実績を申請し契約保証金を免除されている事例があるのですが、本件も同様に、事前に過去2年間の実績を申請し認められれば、契約保証金を免除して頂けるとの理解でよろしいでしょうか？	本事業を実施するSPCが契約・履行した実績の場合は、免除します。
440	事業契約書(案)	30	第10		第76条	1 (2)	契約保証金	施設引渡日までに、1年分の維持管理相当額及び運営業務相当額の100分の10以上の契約保証金を市に納付することになっていますが、本事業の場合、サービス購入費Cが修繕等の実施の有無により年度ごとに変動します。したがって、契約保証金は、維持管理相当額及び運営業務相当額の総額を20で除した金額と読み替えてよろしいでしょうか。	No.432の回答をご確認ください。
441	事業契約書(案)	30	第10		第76条	2	契約保証金	「市長が適当と認める保険会社」とありますが一般的な損害保険会社であれば問題ないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
442	事業契約書(案)	30	第10		第76条	2 (2)	契約保証金	維持管理運営期間中の契約保証金納付の免除事項として、事業者にて内部留保し、かつ毎年度市へ内部留保額を報告することも加えて頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
443	事業契約書(案)	30	第10		第76条	2 (2)	契約保証金	維持管理運営期間中の履行保証保険契約について毎年度保険を更新することによる保険金額の変動リスクの回避に伴い、入札価格を上げVFMに寄与しないことが想定されます。当該期間中の契約保証金については免除いただくか事業者の内部留保にて対応させていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
444	事業契約書(案)	30	第10		第76条	5 (1)	契約保証金	事業者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結した場合、契約保証金は免除となるのでしょうか。	免除となります。
445	事業契約書(案)	30	第10		第76条	5 (2)	契約保証金	記載の内容についてどのような契約を想定されていますか。具体事例をご教示ください。	本事業を実施するSPCが、No.46に示した条件の業務を契約・履行した実績がある場合を想定しています。
446	事業契約書(案)	32	第13		第85条		財務書類の提出	SPCは非公開会社に該当しますが、当該監査済財務書類及び年間業務報告書を公開することができるかとされておりますが、どのような媒体での公開を想定されておりますか。	市ホームページ等を予定しています。
447	事業契約書(案)	32	第13		第85条		財務書類の提出	貴市に対して行う「監査報告」は、監査した会計士による報告ではなく、事業者が監査済財務諸表について内容を説明する意味と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
448	事業契約書(案)別紙1	36	8				用語定義集	8備品保守管理業務の内容は、「備品の点検・保守、その他一切の修繕・更新等業務を含む」となっていますが、要求水準書p62_(8)備品保守管理業務では「修繕・更新等業務」に関する要求水準がありません。要求水準書を正と考え「修繕・更新等業務」は対象外であり、発生した場合は貴市の負担で修繕・更新等の業務を行うと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 事業契約書の関連項目を修正します。
449	事業契約書(案)別紙1	38					用語定義集	用語定義集の「サービス購入費」において、SPC管理運営費の位置づけを明記ください。	「サービス購入費」とは、(中略)本施設(附帯施設を事業者が所有する場合は附帯施設を除く。)の維持管理・運営業務履行の対価に相当する額(「維持管理・運営費相当」という。)、SPC管理運営費に相当する額から構成され、その詳細は別紙10(サービス購入費の支払方法について)に記載のとおりとする。」とします。
450	事業契約書別紙4	45					保険等の取扱い	「施設賠償責任保険」及び「第三者賠償保険」の「免責金額」につき、付保する保険に5万~10万の免責額が設定されているものが一般的であり、当該条項を緩和頂くか、免責額相当を預託する等の代替措置により現実的な内容に変更いただけませんか。	原案のとおりとします。
451	事業契約書(案)別紙4	46	2				施設整備期間中の保険	(1)施設賠償責任保険と(2)第三者賠償責任保険が要求する保険として示されていますが、両者の要件を満足する保険であれば1つの保険にまとめてしまってもよろしいでしょうか。念のため確認いたします。	構いません。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
452	事業契約書(案)別紙4	46	2				施設整備期間中の保険	貴市が所有する本施設の建物・設備に対して、貴市は共済等火災保険に類似する共済・保険に加入されますか。加入される場合の共済・保険内容についてご教示ください。	現時点では未定です。
453	事業契約書(案)別紙4	45	2	(1)			施設賠償責任保険	施設賠償責任保険の保険契約者が事業者となっておりますが、業務受託者が契約者となるケースも可能としていただけないでしょうか。	可能とします。 保険契約者を「事業者」から「事業者又は業務受託者等」に修正します。
454	事業契約書別紙4	46	2	(1)			施設賠償責任保険	施設賠償責任保険の契約者には「事業者」との記載がありますが、業務受託者による付保も可能との認識でよろしいでしょうか。	No. 453の回答をご確認ください。
455	事業契約書別紙10	53					サービス購入費の支払方法	物価変動に伴う維持管理・運営費の改定に際し「維持管理費相当」で使用する指標についても、実質賃金指数を採用いただきたいです。維持管理費においても常駐する設備員、警備員、清掃員は人件費であり、かつ設備機器の定期点検も作業者の人件費が大きく関わってきます。また昨今、企業向けサービス価格指数については5年毎の基準改定があることやその改定による前後の不整合の存在が確認され、PFI等の長期事業にはそぐわないものと認識しています。	原案のとおりとします。
456	事業契約書別紙10	54	1	(2)			運営業務・附帯事業において発生する収入等の取り扱い	要求水準書P.67の独立採算の「自主事業」における、使用料、光熱水費は無償との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
457	事業契約書別紙10	54	2	(1)				建設期間中のSPCの管理運営にかかる費用は、施設整備業務にかかる費用に含まれる理解でよろしいでしょうか。	建設期間中のSPC管理運営費は事業費には含まれません。
458	事業契約書別紙10	54	2	(1)				契約保証金を納付する場合、納付金はサービス購入費に含まれない理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
459	事業契約書別紙10	54	2	(1)			SPC管理運営費	SPC経費等(諸経費・利益、一般管理費等)とありますが、割賦金利と民間借入による支払金利を一致させることは不可能であり、SPC利益の一部はサービス購入費Bにも含まれます。そのため、サービス購入費Eに含む利益は、SPC利益の一部と理解してよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねるものとします。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
460	事業契約書別紙10	54	2	(1)			支払方法による分類	維持管理業務は、平成30年2月1日より開始しますが、平成30年2月1日～3月31日までの維持管理費用は、サービス購入費Cとして平成30年4月1日に請求するとの理解でよろしいでしょうか。	維持管理業務費は、当該業務費合計額（修繕にかかる費用は除く）を80回で按分して支払います。
461	事業契約書別紙10	54	2	(1)			支払方法による分類	SPC管理運営業務は、平成30年2月1日より開始しますが、平成30年2月1日～3月31日までのSPC管理運営費用は、サービス購入費Eとして平成30年4月1日に請求するとの理解でよろしいでしょうか。	SPC管理運営費は、当該費用合計額を80回で按分して支払います。
462	事業契約書別紙10	55	2	(3)	ア		サービス購入費A	交付金や地方債の制度変更等により、サービス購入費A（一括払い）が減り、サービス購入費B（分割払い）が増えた場合、念の為の確認ですが、サービス購入費Bの増加分の金利負担増加は市の負担でよろしいでしょうか。	事業者の負担とします。ただし、市はサービス購入費Aが大きく変動しないよう、一般財源での補てん等により対応する予定です。
463	事業契約書別紙10	55	2	(3)	ア		サービス購入費A	提案したサービス購入費Aと実際の一括支払額との差はサービス購入費Bで調整するとありますが、サービス購入費Bが変動することによる割賦金利の増加は、調整にあたって事業者が負担する増加費用には含まれないと考えてよろしいでしょうか。	No.462の回答をご確認ください。
464	事業契約書別紙10	55	2	(3)	ア		サービス購入費A	交付金や地方債の制度変更等により、サービス購入費A（一括払い）が減り、サービス購入費B（分割払い）が増えることがあり、とあります。 このままですと、サービス購入費A（一括）がゼロとなる可能性も事業者（SPC）は考慮する必要があり、SPCの資金調達額が数十億円単位でブレることになります。 （ローン調達額の数十億円のブレは非常に大きいと言えます。） せめて施設整備費に占めるサービス購入費Aの割合の下限を規定して頂くことができないでしょうか。	No.462の回答をご確認ください。
465	事業契約書別紙10	55	1	(3)			サービス購入費A	「サービス購入費Bの調整により金融機関の事務手数料等～事業者が負担するものとする」とありますが、これらについては事業者の帰責性は考えられず、且つ、入札時点での割賦手数料の増大等の想定は出来ないため、過度なリスクと考えられ、SPCの経営安定に多大な影響を及ぼします。貴市の負担としていただけないでしょうか。	No.462の回答をご確認ください。
466	事業契約書別紙10	55	1	(3)			サービス購入費A	「サービス購入費Bの調整により金融機関の事務手数料等～事業者が負担するものとする」とありますが、当該事象による割賦対象金額の変更に伴う割賦金利の変更額は市にて負担いただけると理解で宜しいでしょうか。	No.462の回答をご確認ください。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
467	事業契約書別紙10	55	1	(3)			サービス購入費A	サービス購入費Aの確定時期をご教示ください。	平成29年度中を予定しています。
468	事業契約書別紙10	55	2	(3)	ア		サービス購入費A	社会資本整備総合交付金相当額の算定式の「福祉・保健・公民館施設の1階駐車場・公民館・フリースペース工事費」算出方法についてご教示ください。たとえば福祉・保健・公民館施設の工事費を面積按分(共用部も按分)して算出する方式でよろしいでしょうか。	No.332・333の回答をご確認ください。
469	事業契約書別紙10	55	2	(3)	ア		支払方法	一括支払施設整備費の金額が提案時と異なった場合、事務手数料等は事業者側の負担とありますが、割賦金利の増加分(または減額分)については市が負担すると考えてよろしいでしょうか。	No.462の回答をご確認ください。
470	事業契約書別紙10	56	2	(3)	イ		サービス購入費B	通常、割賦金利は施設の引渡日(平成30年1月31日まで)から発生しますが、割賦金利の発生日を平成30年4月1日以降とした意図はどのようなところにあるのでしょうか。	開業準備費も割賦原価に含めるためです。
471	事業契約書別紙10	56	2	(3)	ア		サービス購入費A	地方債発行額の算定式にある工事費(旧弓道場解体費、備品調達設置費は除く)は、様式54見積書の4～8、11の合計と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
472	事業契約書別紙10	56	2	(3)	ウ		サービス購入費C	サービス購入費Cのうち、各種修繕及び舞台設備大規模修繕・更新業務の費用は、事業者が提案した額を、事業者が提案した回に支払うこととなっておりますが、使用頻度や使用方法等により、当初想定した修繕年度より期間が前後します。施設利用者の安全・快適性や経済性を考慮すると、提案した年度ではなく、修繕等を実施する前年度に市へ報告し修繕等を実施し、サービス購入費を支払うことが、最も効果的であると考えます。修繕等に係るサービス購入費の支払い方法について、ご再考よろしく願います。	事業者が提案した年度に支払うことを基本としますが、内容に応じて市と事業者で協議を行い変更することも想定しています。
473	事業契約書別紙10	56	2	(3)	ウ		サービス購入費C	修繕費については、事業者が提案した額を、事業者が提案した回に支払うとありますが、入札説明書P20にはサービス購入料Cは“事業期間にわたり総額を平準化した金額を年4回支払う(全80回)”と記載されています。どちらの記載を正と考えればよろしいでしょうか。	事業契約書が正です。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
474	事業契約書別紙10	56	2	(3)	ウ		サービス購入費C	「平成30～49年度に亘って四半期ごとに年4回支払う。」とありますが、入札説明書5頁第27 事業期間に維持管理期間は「公共施設の引渡し日～平成50年3月31日」となっております。4月1日の供用開始までの維持管理業務におけるサービス購入費Cの支払いは平成30年度の1回目にまとめて支払っていただけるのでしょうか。	No. 460の回答をご確認ください。
475	事業契約書別紙10	56	2	(3)	ウ		サービス購入費C	「修繕の実施にかかる費用については、事業者が提案した額を、事業者が提案した回に支払うものとする。」とありますが、事業開始後に維持管理業務の実態に合わせて提案時の修繕の実施年度より前倒しもしくは先送りになる可能性があります。提案した年度に実施しないとモニタリングにおいて減額との判断になるのでしょうか。	市と事業者が協議しあらかじめ実施年度を決定していたものについては、減額対象となります。
476	事業契約書別紙10	58	3	(2)	イ	(7)	物価変動の評価	維持管理費に使用する「企業向けサービス価格指数：建物サービス総平均」とありますが、年平均と暦平均どちらを採用するのでしょうか。	維持管理を改定する前年度の8月から改定年度の7月までの1年間の平均とする予定です。
477	事業契約書別紙10	58	3	(2)	イ	(7)	物価変動の評価	維持管理費及び運営費の物価変動評価において、第1回目の評価時は前回改定時の指標がありませんので、その場合に使用する指標は維持管理・運営管理の開始となる平成30年4月～平成31年3月の建物サービスの総平均の指標を使用するとの理解でよろしいでしょうか。また1回目の評価は、平成32年4月以降になると考えてよろしいでしょうか。	第1回目は事業契約締結時の指標を「前回改定時の指標」とします。また、第1回目の評価は、平成31年4月以降になる予定です。
478	事業契約書別紙10	58	3	(2)	イ	(7)	物価変動の評価	内閣府の契約ガイドラインでは「「サービス対価」の改定基準とする物価指数の採用にあたっては、選定事業者実際に用いる財・サービスの市場価格が的確に反映される指数を採用することにより、選定事業者の負担する物価変動減額リスクを減じることができる。」となっており、施設整備期間における労務費の著しい変動が生じた場合に見直しをされるように、維持管理・運営期間においても労務費の上昇による見直しが行われるようにお願いいたします。	原案のとおりとします。
479	事業契約書別紙10	58	3	(2)	(1)	b	改定方法	当該指数とは1000分の15を超える3ヶ月の指数の単純平均との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
480	事業契約書別紙10	58	3	(2)	(1)	b	改定方法	当該期間の単純平均とすると実発注時期における物価と乖離する可能性があります。あくまでも見直し時の指数により変更としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
481	事業契約書 別紙10	58	3	(2)	(1)	c	改定方法	再度変更する際は「aの「契約締結の日」とあるのは「直前の本項に基づくサービス購入費A・B変更の基準とした日より3ヶ月」とする」とありますが、基準とした日の3ヶ月からさらに12ヶ月後になり、当該規定では実質再改定は困難なものと思われます。再改定の基準は直近のサービス購入費A・B変更の「基準とした日」としていただけないでしょうか。	『「契約締結の日」とあるのは』を『「事業契約締結日から12ヶ月」とあるのは』に修正します。
482	事業契約書(案) 別紙11	61					モニタリング及びサービス購入費の減額について	附帯事業については、事業契約書(案)第62条第3項により、モニタリング及びサービス購入費の減額の対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
483	事業契約書(案) 別紙11	67	3	(2)	ウ	(ウ)	減額ポイント	軽微な要求水準未達として【エネルギーマネジメントの実施に関するもの】として10ポイントの減額を行うことになっておりますが、具体的な内容を教えていただけますでしょうか。	業務の怠慢にかかるものです。 具体的な内容は、事業契約時に調整します。
484	事業契約書(案) 別紙11	68	3	(2)	ウ	(オ)	減額ポイントのサービス購入費への反映	「サービス購入費C及びDの総額に対し、該当する減額割合を乗じて減額を算定する。」となっておりますが、サービス対価C及びDの総額とは、施設に関わる修繕業務及び舞台装置大規模修繕・更新業務を除いたサービス対価との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
485	事業契約書(案) 別紙11	69	3	(2)	オ	(1)		貴市は、貴市の承認した第三者へ株式を譲渡させることができるとありますが、当該譲渡は有償と理解してよろしいでしょうか。 また、そのために貴市が株式に質権を設定することは想定されていますか。	現段階では未定です。
486	事業契約書(案) 別紙12	70					法令変更による増加費用及び損害の負担	例えば、最低賃金の変更に伴う増額は、「1本事業(但し、附帯施設事業を除く。)に典型的又は特別に影響を及ぼすもの」として、貴市と事業者間において協議し、増額をしていただけたと考えてよろしいでしょうか。 兵庫県の最低賃金は、761円から平成26年10月に776円となり約2%上昇しています。 最低賃金がいくら上がるのかは貴市及び事業者において予測できるものではありませんので、最低賃金の上昇については増加費用として取り扱っていただくようお願いいたします。	「本事業(但し、附帯施設事業を除く。)に典型的又は特別に影響を及ぼすもの」には該当しないため、当該項目に基づく増額は行いません。
487	事業契約書 別紙13	71					不可抗力による追加費用及び損害の負担	増加費用及び損害が事業者が生じた場合、また第三者が生じた場合と、各々で1年間の維持管理・運営費相当の100分の1に至るまで事業者が負担する条件となっておりますが、不可抗力の事象が起きた場合、事業者及び第三者ともに損害が生じるケースが多くあると思慮します。結果、事業者負担が100分の2負担と解釈でき、事業者の大きな負担となりますので、事業者が生じた増加費用及び損害額と第三者が生じた損害額の合算を1年間の維持管理・運営費相当の100分の1まで負担としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
488	事業契約書(案)別紙13	71					不可抗力による増加費用及び損害の負担	不可抗力による増加費用及び損害の負担について、事業者が生じた場合と第三者が生じた場合とそれぞれ規定していますが、事業者が負担する費用の総額は事業者・第三者を問わず対象費用の100分の1に至るまでとの理解で宜しいでしょうか。	No.487の回答をご確認ください。
489	事業契約書(案)別紙13	71					不可抗力による増加費用及び損害の負担	維持管理・運営期間における100分の1の1事業年度の金額とは、長期修繕計画とする修繕・更新業務、及び舞台設備大規模修繕・更新業務を除いたサービス購入費C及びDの年額に100分の1を掛けた金額の範囲内について負担すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 長期修繕計画とする修繕・更新業務、及び舞台設備大規模修繕・更新業務を除いたサービス購入費C及びDの年額に100分の1を掛けた金額である旨を明記します。
490	事業契約書(案)別紙13	71					不可抗力による増加費用及び損害の負担	維持管理・運営期間における100分の1の1事業年度の金額とは、サービス対価について維持管理はサービス購入費Cであり、運営業務はサービス購入費Dになります。不可抗力による増加費用及び損害が、維持管理にだけ該当する場合は、サービス購入費Cの100分の1について負担するとの考えでよろしいでしょうか。	No.489の回答をご確認ください。
491	事業契約書(案)別紙13	71					不可抗力による増加費用及び損害の負担	維持管理・運営期間における100分の1の負担について、不可抗力による増加費用及び損害が、次年度以降も継続して発生する場合は、市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	費用は年度ごとに算定し、次年度に持ち越さないものとします。
492	事業契約書(案)別紙13	71					不可抗力による増加費用及び損害の負担	不可抗力時の事業者負担100分の1には消費税相当は含まないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
493	事業契約書(案)別紙13	71	1	(1)			施設整備期間	「施設整備期間中の累計で、施設整備業務にかかる費用の100分の1に至るまでは事業者が負担し、」とありますが、施設整備費には割賦金利は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 割賦金利は含まれない旨を明記します。
494	事業契約書(案)別紙13	71	2	(1)			不可抗力	「第三者が生じた損害」とは、不可抗力により市または事業者が第三者に対して負担することになった損害という理解でよろしいでしょうか。念のため確認します。	ご理解のとおりです。
495	事業契約書(案)別紙13	71	2	(1)			不可抗力	但し書以降の、事業者が不可抗力により受領した保険金とは、賠償責任保険の保険金が支払われた場合と理解してよろしいですか。建設工事保険など財物保険の保険金は賠償損害の支払いに充当すべきものではなく、復旧工事のために費やすべきものなので、本項でいう控除する保険金額には含めないとの理解です。	ご理解のとおりです。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
496	事業契約書(案)別紙13	71	2	(2)			不可抗力	「第三者に生じた損害」とは、不可抗力により市または事業者が第三者に対して負担することになった損害という理解でよろしいでしょうか。念のため確認します。	ご理解のとおりです。
497	事業契約書(案)別紙13	71	2	(2)			不可抗力	但し書以降の、事業者が不可抗力により受領した保険金とは、賠償責任保険の保険金が支払われた場合と理解してよろしいですか。財物保険の保険金は賠償損害の支払いに充当すべきものではなく、復旧工事のために費やすべきものなので、本項でいう控除する保険金額には含めないとの理解です。	ご理解のとおりです。
498	事業契約書別紙18	2	2	第8条			賃貸借の期間	条文には平成27年の記載がありますが、事業用定期借地権は引渡後から開始するとの理解でよろしいでしょうか。	工事開始時を想定しています。
499	事業契約書(案)別紙 18	4	3	第21 第22			事業者の解除権	市あるいは事業者により事業用定期借地権設定契約が解除された後は、それ以降の附帯事業の遂行を免除されるとの理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
500	事業契約書(案)別紙 18	4					市の解除権	第21条 2 市が、前項の規定により契約を解除した場合においては、第12条第1項の契約保証金は市に帰属するものとし...。 3 ...この場合、事業者は、本土地の返還日までの間、第9条の賃貸料の1.5倍に相当する額の損害金を市に支払うものとする。 第22条 2 事業者が中途解除する場合の違約金は、第9条の賃貸料の年額とする。 3 ...市は、第12条の契約保証金を前項の違約金に充当するものとし...。 4 ...契約解除の日までに本土地の返還が完了しなかった場合、事業者は、契約解除の日から本土地の返還日までの間、第9条の賃貸料の1.5倍に相当する額の損害金を市に支払うものとする。 とありますが、市による契約の解除の場合は、契約保証金は市に没収されてしまうということでしょうか。 また、市による契約解除の場合は契約解除日が設定されず、即刻契約解除ということになるのでしょうか。	・第1項に基づく契約解除を行った場合は市に帰属します。 ・契約解除日は、状況に応じて、市が判断し決定します。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
501	事業契約書(案) 別紙19						定期建物賃貸借契約書(案)	契約書案(案)の「事業者」は、「借受人」となる「本事業を実施する事業者(SPC)」、「附帯施設整備運営業務を行う者」あるいは「土地(建物)を借地(借家)して、(市の事前承諾を得た上で)附帯施設運営者に転貸する者」との理解でよろしいでしょうか。	本事業を実施する事業者(SPC)となります。
502	事業契約書(案) 別紙 19	1					賃料及び物件の表示 市の解除権 事業者の解除権	第1条4 事業者は市に対して、本物件を第14条に基づいて明渡すまでの賃料相当額の損害金を日割計算にて市の請求に従って速やかに支払うものとする。 第12条3 事業者は、本物件の明渡日までの間、第1条第2項の賃料の1.5倍に相当する額の損害金を市に支払うものとする。 第13条4 契約解除の日までに本物件の明渡し完了しなかった場合、事業者は、契約解除の日から本物件の明渡日までの間、第1条第2項の賃料の1.5倍に相当する額の損害金を市に支払うものとする。 ・第1条と第12条は契約の解除日が損害金算定の基準日となるのですか。 ・第1条は「賃料相当額」、第12条・13条の「賃料の1.5倍に相当する額」と違約金の額に違いがありますが、第1条の「賃料相当額」の違約金が請求される場合はどのようなシチュエーションでしょうか。 ・第1条は、双方が「双方合意の上での」契約解除の場合も、違約金が発生するのでしょうか。	・損害金算定の基準日は契約の解除日となります。 ・第12条及び第13条に該当しない事由により契約を解除した場合となります。 ・双方合意の有無に関わらず、契約解除日までに明渡し完了しなかった場合は、損害金が発生します。
503	様式集							図面集に建物のイメージパースを添付しても宜しいでしょうか。	イメージパースの添付は不可とします。
504	様式集	1	第3	1	(2)	工	提案書類	資金調達計画に関する金融機関からの関心表明書、地域貢献提案、エリアマネジメント等の提案に関する地元企業・団体からの関心表明書等を添付してよろしいでしょうか。	金融機関からの関心表明書、地元企業・団体からの関心表明書等を添付しても構いません。
505	様式集	1	第3	1	(2)	力	提案書類	社名やロゴマーク等の表記はしないとのことですが、金融機関等による融資に関する関心表明書、地域貢献に関する地元企業からの関心表明書など、入札参加者以外の企業の社名は記載してよろしいでしょうか。	融資に関する関心表明書は、正・副本いずれにおいても金融機関名称を記載しても構いません。 地域貢献に関する地元企業からの関心表明書は、正本にのみ地元企業名称を記載し、副本には記載しないでください。
506	様式集	1	第3	1	(2)	力	提案書類	「入札参加者を特定できる表現」の対象企業は、構成員のみで宜しいでしょうか。協力企業や下請け企業は実名標記でも宜しいでしょうか。	協力企業及び下請け企業の実名は正本にのみ記載するものし、副本には記載しないでください。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
507	様式集	2	第3	2			入札参加資格確認申請に関する提出書類	正本1部、副本1部とありますが、副本は正本のコピー(押印がコピー)でよろしいでしょうか。	副本は正本のコピーでも構いません。
508	様式集	2	第3	2	(2)		提出書類の作成方法	提案書の提出部数について、様式集p2には「正本1部副本10部」と記載がある一方、p4～p5には「正1部副8部」と記載があります。どちらが正しいのでしょうか。	正本1部副本8部としてください。
509	様式集	2	第3	2	(2)		正本・副本	様式26以降の正本について、構成企業名を伏せた形での提出で宜しいでしょうか。	正本には企業名を明記してください。
510	様式集	2	第3	2	(2)		図面集	外観・内観の透視図は提出不要と考えて宜しいでしょうか。	外観・内観の透視図は不要です。
511	様式集	2	第3	2	(5)		提出書類の作成方法	使用するExcelのバージョンの指定はありますか。	指定はございません。
512	様式集	4	第5				入札参加資格確認申請に関する提出書類	附帯施設整備運営を行う者が、代表企業、構成員、協力企業以外の場合(構成員等から業務を受託予定の場合)、記載様式、提出に必要な書類をお示しください。	No.15の回答をご確認ください。
513	様式集	4	第5				入札参加資格確認申請に関する提出書類	参加表明書や入札に係る提案書類等を提出する担当者が本人の意思表示を相手方に伝達するのみのいわゆる使用者に該当する場合は、様式8-2委任状(復代理人)は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
514	様式集	6	第5				入札参加資格確認申請に関する提出書類	パースの記載がありませんが、模型提出がそれに替わるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
515	様式集	6	第5				入札参加資格確認申請に関する提出書類	図面集のリストの中にパースの記載がありません。要求水準書P.41ウ(7)(e)にはパースの記載があります。この場合、様式集P.2に記載の模型を作成することにより、パースの提出は不要と考えてよろしいでしょうか。	基本設計完了時にはパースを提出してください。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
516	様式集 様式3						入札説明書に関する質問書	質疑回答は、事業契約書の一部として有効と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
517	様式集 様式4~9						代表者職氏名、押印	入札参加資格確認申請提出書類の様式4~9に記載する代表職氏名および捺印は、貴市へ入札資格申請で登録した、受任者氏名および使用印でよろしいでしょうか。 当社は営業所名、所長名で市の一般競争入札参加者名簿に登録しているため、本社名、代表取締役名ではなく、営業所名で入札参加資格申請を行うとの理解で宜しいでしょうか。	様式4~9に記載する代表職氏名および使用する印鑑は、川西市競争参加資格者名簿に登録されているものとしてください。 貴社における入札参加資格申請にあたっては、ご理解のとおりです。
518	様式集 様式6						構成企業連絡先一覧	本様式に記載する情報は本店ではなく川西市競争参加資格者名簿に登録されている情報を記載すれば宜しいでしょうか。	川西市競争参加資格者名簿に登録されている情報を記載してください。
519	様式集 様式6						構成企業連絡先一覧	様式6 構成企業一覧の代表企業の欄は一般競争入札参加資格審査申請書に添付の委任状に記載の「受任者」の氏名・所在地を記入するということでしょうか。	ご理解のとおりです。
520	様式集 様式9						入札参加資格確認申請書	その他企業は業務実績を証する書類をご提出することになっておりますが、守秘義務があるため、特定される情報（事業名、企業名、金額等）はマスキングした上での提出でも可能でしょうか。	構いません。
521	様式集 様式9						入札参加資格確認申請書	建設企業の「監理技術者の工事実績等」は設計、工事監理の様式14,16に準じて、必要事項を記載すればよろしいでしょうか。	様式の作成は不要です。 専任で配置する監理技術者の工事実績等及び資格証の写しを添付してください。
522	様式集 様式9						入札参加資格確認申請書	様式集P.4の提出書類一覧の様式番号および各様式番号と、様式9の表に記載の様式番号が異なります。 前者を正として、様式9の表記載の様式番号を修正してよろしいでしょうか。	様式9の番号は誤りです。 P.4の提出書類一覧を正としてください。 該当箇所を修正します。
523	様式集 様式9						入札参加資格確認申請書	様式9 添付書類記載の表について、様式の番号が4ページの提出書類一覧と食い違いがあります。4ページの提出書類一覧の様式番号を正としてよろしいでしょうか。	No.522の回答をご確認ください。
524	様式集 様式9						入札参加資格確認申請書	納税証明書の写しは、税務署様式「その3の3」を提出すればよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
525	様式集 様式9						入札参加資格確認申請書	納税証明書（国税（法人税、消費税））の写しは未納のない証明として納税証明書（その3の3）を提出すればよろしいですか。	No.524の回答をご確認ください。
526	様式集 様式15						建設企業の業務実績	建設企業の業務実績は、5,000㎡以上の庁舎と500席以上のホールの実績をそれぞれ提出するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
527	様式集 様式15						建設企業の業務実績	確認ですが、建設業務に配置する者の業務実績は不要との解釈で宜しいでしょうか。	様式の作成は不要ですが、様式9に従い、専任で配置する監理技術者の工事実績等及び資格証の写しを添付してください。
528	様式集 様式16						維持管理企業の業務実績	維持管理企業の資格要件として入札説明書14頁 第3 3(4)エ(ウ)と(イ)の2案件が必要になっておりますが、様式16については複数枚作成する必要があるという理解でよろしいでしょうか。	2案件を異なる企業が実施する場合は、該当企業数分作成してください。
529	様式集 様式25						委任状	参加表明時に様式8-2（代表企業の代表者から復代理人に本事業のSPC設立以前の契約手続きまでの権限を委任する）委任状を提出します。様式25委任状は入札時に提出する書類となっておりますが、これは提出不要との理解でよろしいでしょうか。	様式25の委任状は、入札時において復代理人以外の者（代理人）に入札させる場合に提出してください。
530	様式集 様式26~52						タイトル	様式26～52については、タイトルを最上段、受付番号を右余白内にすれば、余白寸法、枠線等は提案者により変更可能との理解でよろしいでしょうか。	余白寸法及び枠線（下線は除く）は変更しないでください。
531	様式集 様式29	2					資金調達計画・収支計画	定型様式にはサービス購入費Eがありませんが、SPCの収入として追加してよろしいでしょうか。	「1.損益計算書」及び「川西市ライフサイクルコスト」に「サービス購入費E」を追加します。
532	様式集 様式29	2					資金調達計画・収支計画	注記に「千円未満切捨てで記入」とありますが、実際の契約及び貴市の支払いは円単位で行われると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
533	様式集 様式29-2						資金調達計画・収支計画	本事業では、引渡時に3分の2以上の対価が支払われるため、長期割賦販売の収益計上(延払基準)が適用されず、売買処理となる可能性があります。 売買処理の場合、貴市の支払時期と損益計算書での収益計上時期が異なりますが、その前提でよろしいでしょうか。あるいは、長期割賦販売による収益計上を仮定して損益計算書を作成すべきでしょうか。	事業者の損益計算書の作成方法は提案に委ねます。作成の条件は可能な限り記載してください。
534	様式集 様式31-1						地域への貢献	事業計画に関する提案(5)地域への貢献で「発注する企業ごとに」との記載がありますが、1企業につき1枚ということでしょうか。	記入例に従い、及び の表中に、1社ごとに記載してください。
535	様式集 様式49						エリアマネジメント計画	市が条例で定める駐車料金を出庫時に徴収するとの要求水準ですが、記載要領の「駐車場利用者のうち、公共施設利用者に対して実施する利用料優遇の方法」とは駐車券・無料カード等の駐車場管制システム等を指すのでしょうか。	ご理解のとおりです。
536	様式集 様式55						維持管理見積書	「年間費用見積額には全事業期間内に発生する費用を20年間で平準化した額を記載してください。」とありますが、「事業契約書(案)別紙10サービス購入費の支払方法について」に舞台設備大規模修繕・更新業務、長期修繕計画策定業務は事業者が提案した額を、事業者が提案した回に支払うとあるので、年間費用についてはあくまでも総額を確認する参考値という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
537	様式集 様式55						維持管理見積書	修繕業務費用について、支払いは事業者が提案した回に支払っていただくこととなりますが、本様式上では各業務の「保守管理業務費」に事業期間に発生する費用を20年間で平準化した額を記載すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
538	様式集 様式55						維持管理見積書	「10.舞台設備大規模修繕・更新業務」、「11.長期修繕計画策定業務」は、施設の状況についてチェック・評価して報告書を提出(修繕計画書作成含む)する作業にかかる人件費を計上すればよろしいでしょうか。	「10.舞台設備大規模修繕・更新業務」については、人件費の他、舞台設備大規模修繕・更新に係る費用を計上してください。様式を修正し、当該費用を計上する欄を設けます。 「11.長期修繕計画策定業務」については、ご理解のとおりです。
539	様式集 様式55						維持管理見積書	消費税は現行の8%で見込んでよろしいでしょうか。	消費税は8%としてください。

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
540	様式集 様式56						運営費見積書	1. 福祉・保健・公民館施設運営業務の合計が「統括マネジメント業務 計」となっておりますが、同義ですか。	「統括マネジメント業務 計」は「福祉・保健・公民館施設運営業務 計」と読み替えてください。
541	様式集 様式72・73						書式	様式72は様式73の書式で宜しいでしょうか。 様式72のデータを追加公表してください。	様式72の作成は不要です。 様式73「施工計画図」の様式番号を様式72に修正します。
542	その他							本計画地と総合体育館の境界について、現水路に沿った境界となっておりますが、本施設整備後も現状のようにフェンス等で区切る必要があるのでしょうか。また、総合体育館側は現状のように駐車スペースとなるのでしょうか。	前段については、事業者の提案に委ねるものとします。 後段は未定です。
543	その他							土壌汚染調査の結果についてご提示ください。	205の回答をご確認ください。 なお、調査結果については、3月上旬に公表します。
544	その他							入札の公平性を担保するために、キセラ川西の区画整備に伴うせせらぎ遊歩道、中央公園、その他当該区画整備に関する設計図等を開示をお願いします。	せせらぎ遊歩道、中央公園のイメージ図は後日要求水準書別添資料7中央公園・せせらぎ遊歩道イメージ図として公表します。
545	その他							現在、敷地南側、駐車場入口横や工事予定地内に桜等の植栽がありますが、建築工事の際には撤去・処分するということでしょうか。	事業者の提案に委ねるものとします。
546	その他							当施設は避難安全検証法により大臣認定を取得するものと考えて宜しいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。